

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

第 3 号

1988年 3 月

秋田県埋蔵文化財センター

秋田県埋蔵文化財センター

研究紀要

第 3 号

1988年 3 月

秋田県埋蔵文化財センター

序

当埋蔵文化財センターが設立されてから、6年余りが経過し、多くの考古資料が蓄積されてまいりましたが、昭和60年度から刊行を開始した研究紀要も号を重ね、第3号を発刊することになりました。

本誌に掲載した「秋田県の古代製鉄炉」は、近年調査例が増大してきた古代の製鉄炉に関し、その変遷と、発達要因となった背景について考察したものです。「古代国家の辺境地支配と柵・柵戸・郡について」では、柵の設置と柵戸の移住が、令制支配の遅れた東北地方のみならず、南九州に対しても一律に、通常の律令支配の導入を目的として行われた可能性のあることを述べています。「内村遺跡出土土器と住居群の変遷」は、秋田県内陸南部の縄文時代中期後葉の遺跡の資料検討から、県中央部～南部地域の該期土器様相の型式学的見通しを論じたものです。

発掘調査により明らかにされる考古資料をもとにした研究成果が、より広く活用されることを念願するとともに、一層の御協力、御批判を賜りますことを切に懇請いたします。

昭和63年3月31日

秋田県埋蔵文化財センター

所長 富樫 公一郎

目 次

秋田県の古代製鉄炉……………熊谷太郎(1)

古代国家の辺境地支配と柵・柵戸・郡について

……………横山伸司(18)

内村遺跡出土土器と住居群の変遷……………小林克(33)

秋田県の古代製鉄炉

熊谷太郎

1 はじめに

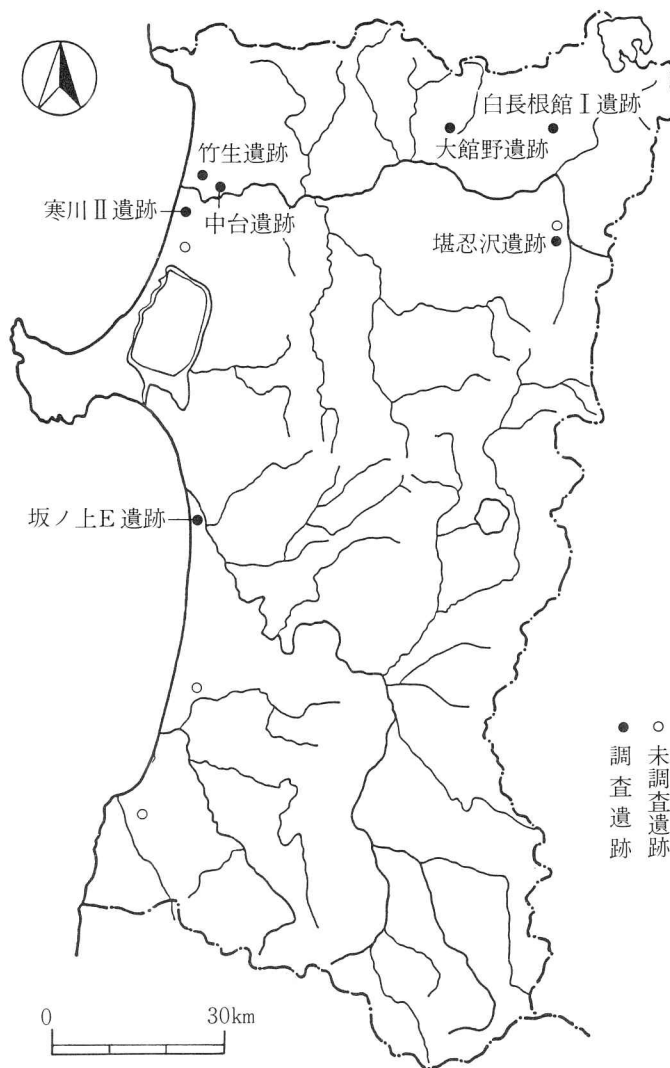
昭和40年代後半から本格化した各種の開発事業に伴い、県内でも多くの遺跡が調査される様になった。この結果、考古学上における新しい発見も相つぎ、県内の考古資料も充実性に富むこととなった。このことは同時に新たな考古学的問題を提起することともなり、今後の各分野における詳細な検討がより一層求められている現状でもある。

古代製鉄もその様な検討を迫られている分野の一つであり、特にこの数年間の相つぎ発掘例は、今後も増加するであろう調査事例と共にその本質の究明と体系化をさらに一層試みていく必要があるものとする。

ところで県内において、古代製鉄に関する発掘調査が行なわれたのは近年のことで、昭和48年^(註1)の能代市、中台遺跡が最初である。全国的にみてもこの分野の調査はおそく、考古学的研究が本格化したのは戦後になってからといえよう。と言うのも製鉄は本来その学問的探求が冶金に関する技術的、科学的分野から開始されたのであり、その後これに関連するところの鉱山史、鉱業史が編纂されるに及び、歴史的観点からの研究が始められることになったといえる。しかしその対象は主として近代のものに対してであり、我々が現在視点とするところの古代製鉄に関しては極めて資料が乏しい状態であった。しかしながらこの過程で蓄積された技術的、科学的研究は、現在製鉄史研究に欠く事の出来ない成分分析等に大きく貢献しており、鉱業史、鉱山史等の製鉄技術史は近世製鉄の歴史と共に、それ以前の製鉄操業の存在をも合理的に予測していたこと等、製鉄史研究全般に関する下地が整えられていたのも事実であった。そしてこのことは戦後本格的に開始された考古学的研究に大きな助力となり、同時に製鉄史においては単に歴史的分野のみならず、科学的分野も加えたより広範な視点からの研究も又、必要であるとの認識を得たのである。この様な機運の中で県内でも戦後間もなく古代製鉄に関する報告が出されている。1955年「寺内字高野の製鉄址」^(註2)の小稿がそれで、鉄滓、吹子羽口を包含する炭化物層が検出された竪穴をもって製鉄炉としている。本遺構に関しては実測図及び報文から観察する限りではむしろ鍛冶址の可能性が強いと考えられるのであるが、しかしながら古代製鉄に

対する存在観はこの頃県内にも定着し始めていたといえよう。この後、具体的な調査報告は前記の中台遺跡を待つ事となるが、この間におこなわれた調査では、特に古代、中世の遺跡において鉄滓や吹子羽口の出土記載も多く、これら遺物の関連主体ともいえる古代製鉄が確実に県内にも存在するであろう予測がうちたてられていた事は事実である。この様な経過を経て、近年、特にここ4～5年のあいだに古代製鉄炉の検出は増加してきており、この意味でも現時点で幾らかでも検討を加えてみる必要であると考えるのである。

2 調査された古代製鉄炉



第1図 製鉄炉分布図

秋田県内で発掘調査された結果、確認された古代製鉄炉は7遺跡^(註3)で、その数は22基に及ぶ。

製鉄炉の分布は現在のところ県北部に集中しており、1基のみが県中央部に存在する。この他未調査ではあるが、鉄滓、吹子羽口、炉壁等の出土遺物から製鉄炉の存在がほぼ確実視される地点が4カ所あり(但しこれらについては時期不明である)、今後の調査次第では確実に増加するものと考えられる。これらも含めてその主な分布を地域的にみみると(第1図)、県北部では鹿角市から小坂町にかけての高森山地西部山麓、及び、能代市の米代川流域周辺の段丘

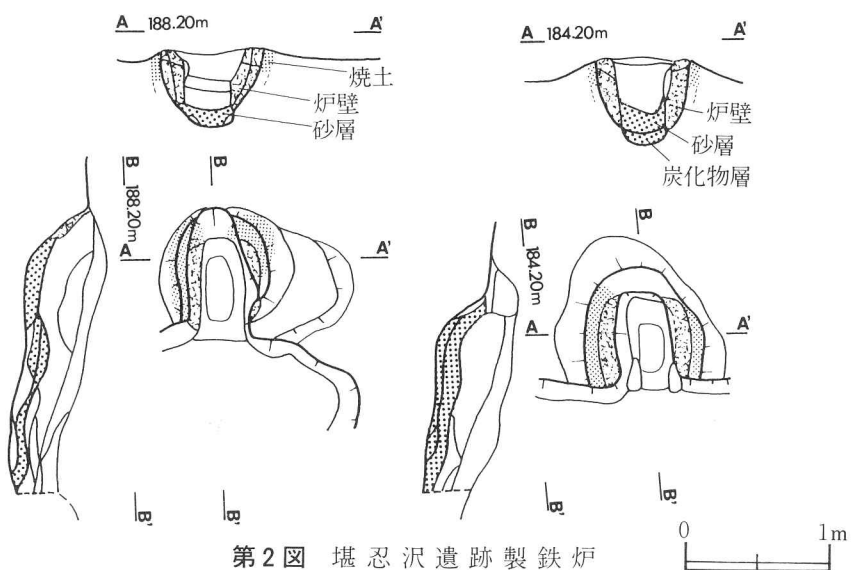
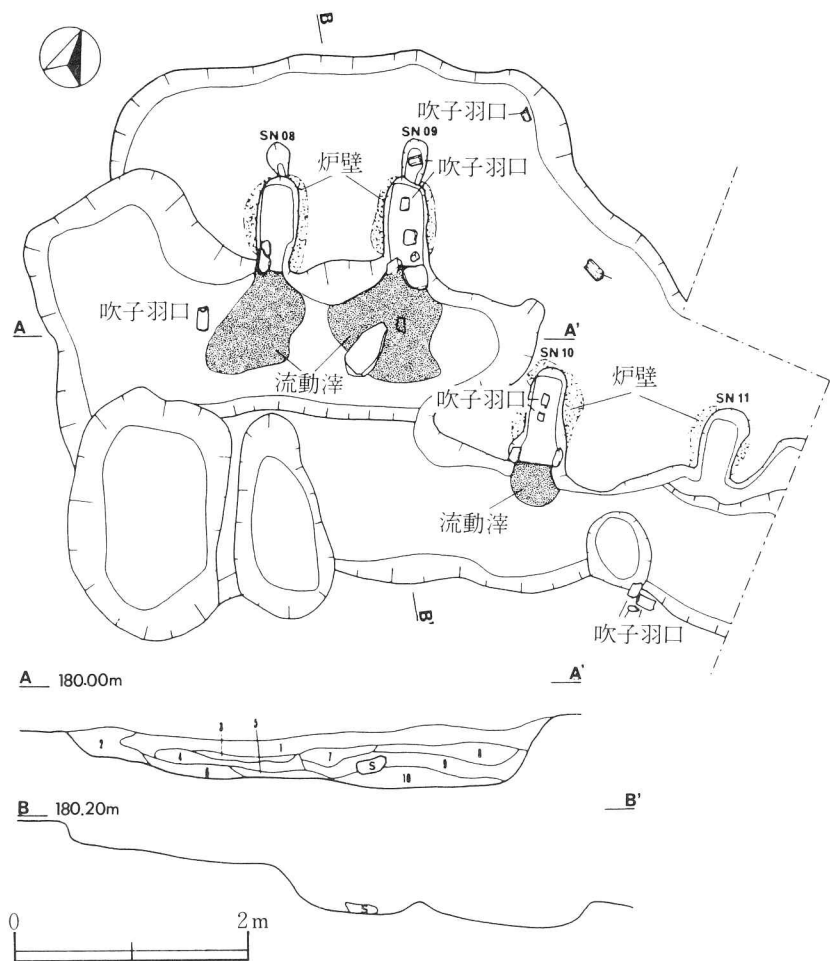
地、県南部では本荘、由利地域の子吉川下流域の山地及び台地とその周辺である。

この地域に共通する要素としては、原料である砂鉄が付近より採集される事である。鹿角地域では山砂鉄であり、一部では露頭となっている。能代及び本庄地域は浜砂鉄で良好な所では海岸に沿い黒々と分布しているのが確認される。さらにその立地する地形をみると付近に大川があり、この河川に注ぐ支流、もしくは枝川が入り込んだ沢地に面する丘陵地や山地に位置している事である。そして現在もなお遺跡の背後には山地あるいは深い山林がひかえている所が多い。

^(註4)
堪忍沢遺跡 (第2図)

鹿角市花輪に所在する。遺跡は山地斜面と斜面下の平坦地に位置し、平坦地の南側は深い沢となっている。製鉄炉はこの斜面に13基検出されており、いずれもその形態、規模、構造等に類似性がみられ、かつ多出していることから、本炉形態としての特色をみいだす事ができる。炉は豎形炉の部類に属し、半地下式の構造を持つもので、形態は長楕円形もしくは隅丸方形を呈している。地下構造を有し、基本的には炭、次いで青砂を盛り、この砂層上面を炉床としている。炉床は例外無く前方部に傾斜しており、一部では湯溜りを意図したものとして前方部を若干凹ませている。炉体の構築は基礎となる掘り方内面に粘土を厚く貼り付け、炉壁とするもので、規模は幅が20~40cm、(25~30cmが最多)で、長さは幅の1.5倍以上に設定している。炉本体に付属して前面に湯道部が明確に設定されており、この場合炉床と同様の青砂等を用いてこれをつくり上げている。又、炉構築以前に傾斜地は予めテラス状に整地されており、構築後炉前面を排滓場、後方のフラット地を作業場としている。又、この整地区画内に2~3基の炉を並置する事を原則としている。従って構築は規格性に基づいて行なわれているものと考えられ、加えて製鉄遺構の付近には築炉材用の粘土採掘坑と思われる不整形の土坑も検出されており、遺跡付近にみられる砂鉄層の露頭と相俟って、本遺跡での鉄生産はその条件を満たす地域を予め選択し、原材料から築炉、そして操業に至るまで一貫した体制の下でおこなわれていたものといえよう。ところで一部の炉では構造を知るうえで、残存良好なものもあり、その内幾つかについては、その構築時の状態をある程度推定できるものと考えられる。羽口の装着について、炉後方に装着痕と考えられる吹子羽口断片を付着した浅い掘り凹みを付設しているものがあり、後方よりの送風が行なわれた可能性が強い。同時に炉前方に集中して検出される比較的大径で短い、一端がラッパ状を呈する羽口は、炉前方にも装着されていた可能性があり、この場合、炉後方の強制送風、前方の自然通風の二通りが行なわれていたとの推定もできるのである。地上部の炉型について、一部の残存炉壁と崩落片からやや内湾した立ち上りを呈していたと思われ、構築時はドーム状の形態であった事も推定できる。

この様に本遺跡の製鉄炉は、同形態の炉について基準となるべき要素を幾つか提示しており、



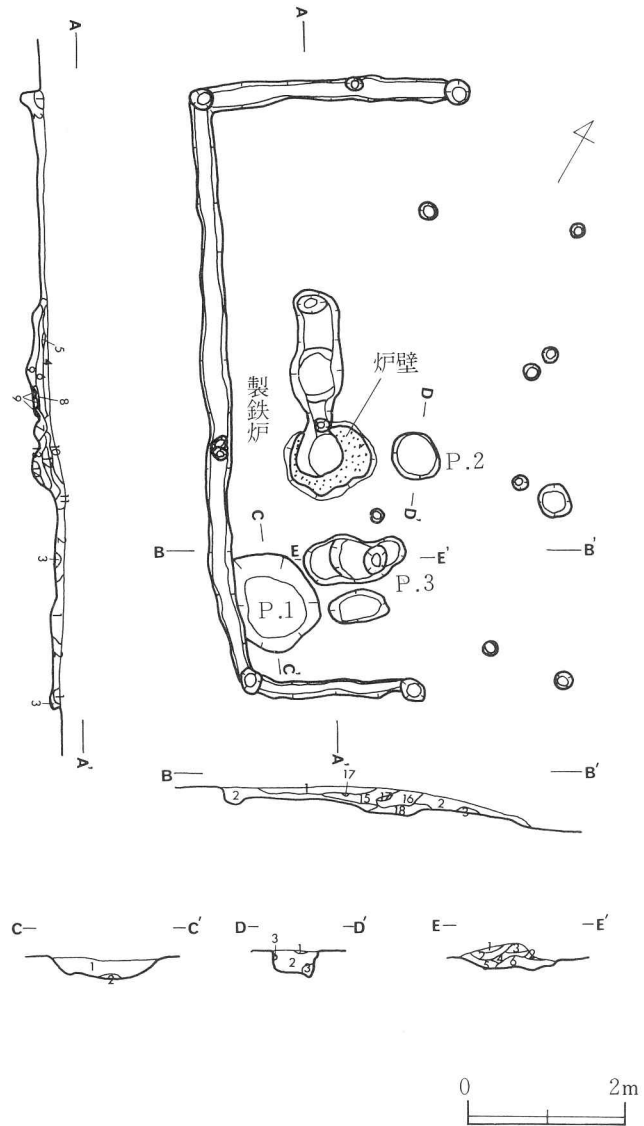
第2図 堪忍沢遺跡製鉄炉

その後、他遺跡で相ついで検出された同形の炉体と共に、県内においての基本的資料と成りうるものと考えられる。従って2基については切り取り処理を行って現在保存している。

^(註5)
白長根館 I 遺跡 (第3図)

鹿角郡小坂町に所在する。遺跡は河岸段丘縁辺部の緩斜面とそれに続く平坦地に位置しており、遺跡の西側は急傾斜で沢地に落ちこんでいる。製鉄炉はこの緩斜面に3基検出され、内1基は崩壊が激しい。ところでこれらの製鉄炉はいずれも斜面上に構築された竪穴内につくられている。竪穴は隅柱と壁溝を有しているが、壁構は斜面下方部には検出されず、一方が開放していたものと思われる。炉はこの作業家屋内の一方の壁際に寄せて構築され、他の比較的広いスペースは作業場として計画的な使用(西南隅は不用羽口の置き場となっている)が行なわれている。炉は半地下式竪形炉の部類に属した平地式のもので炉体地下部の平面形は円形を呈する。内面には粘土を貼りつけて炉壁としており、内径は約43cmと比較的小型である。現状では炉床の確認が不明だが、堆積土最下層に暗褐色砂質土が残存している事から、これを炉床としていた可能性がある。地上部は残存する炉壁の一部からやや内湾気味のシャフト状の形態が考えられる。又、炉前面には長楕円形の排滓湯が付設しており、この様な長い排滓湯を持つ炉は県内に例が無い。ところで本遺跡では遺構の内外にかかわらず鉄滓の出土が極めて少ない。

このことは遺構が製鉄以外の性格を有していたとも考えられるが、出土鉄滓の分析では明ら

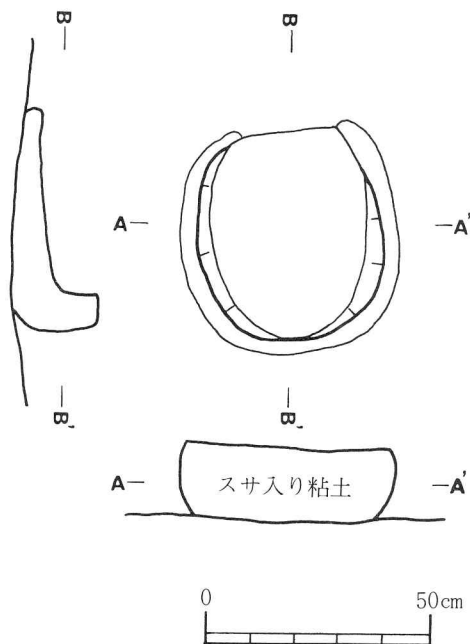


第3図 白長根館 I 遺跡製鉄炉

かに製錬滓である事をうらづけている。従って本遺跡では操業毎に施設の整備が行なわれた事すなわち炉の利用過程においてスラグを含む不用物の除去作業が行なわれた結果とも考えられるのである。

中台遺跡 (第4図)

能代市朴瀬に所在する。遺跡は米代川右岸に迫る台地上に位置しているが、この台地南縁は所々で舌状の地形を呈しており、製鉄炉はこの様な舌部突端の平坦地に2基検出され、内1基は崩壊が激しい。他の1基は粘土構築された炉底部と炉体の一部が残存しており、炉底は直接地山面上に構築されている。従って他の製鉄炉の様に地山を掘り凹めた明確な地下部は存在せず、所謂地上式の炉構造といえる。炉底の平面形は円形で、一部残存する炉壁から構築時の炉体は上部に向かってややすぼみ気味のシャフト状を呈し

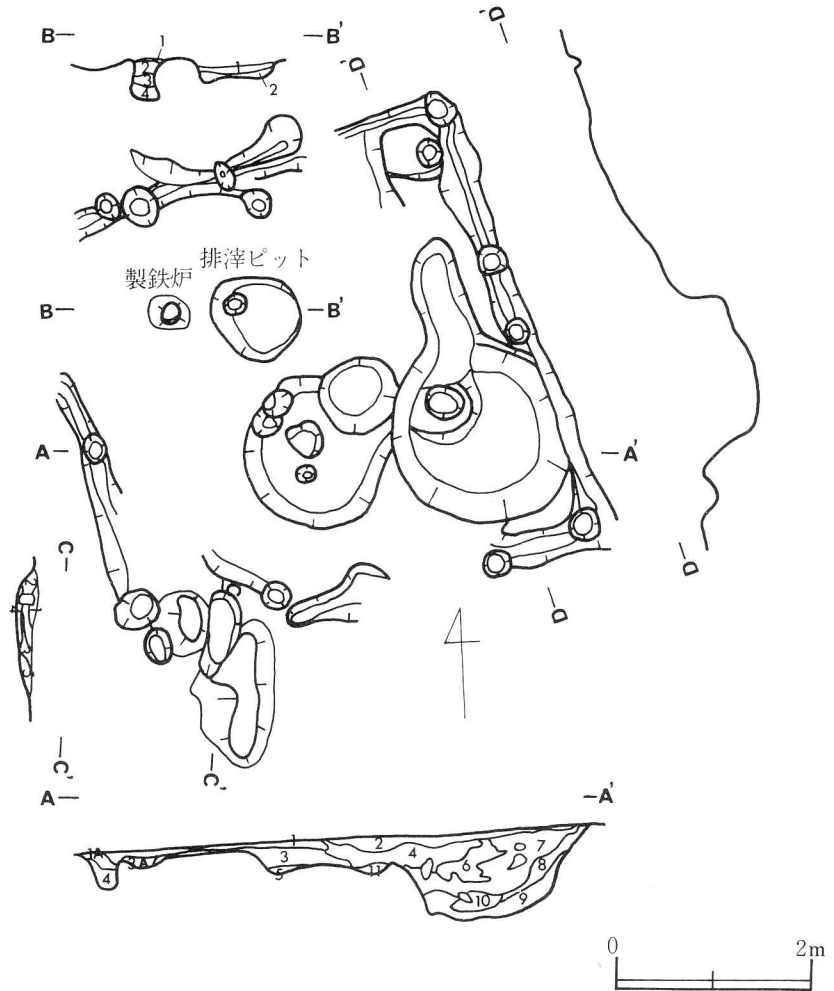


第4図 中台遺跡製鉄炉

ていたと考えられる。現存では排滓湯が検出されていないが、付近から流出滓を含む鉄滓が多量に出土している事、炉床の傾斜方向の炉壁が欠損しておりこの部分が炉前方部と考えられる事等から、炉体東側の黒色土中に排滓施設が存在していたと思われる。従って本炉の場合は、炉構築に際して明確な基盤整地作業が行なわれておらず黒色土面(当時の生活面)で直接行う事に、操業の簡便さがうかがえるのである。本炉の様に明確な地下部を有しない製鉄炉は現在のところ県内では本遺跡のみであるが、過去の調査で検出されている所謂焼土遺構の中には、これに類する可能性を考えてみる必要があり、今後の調査においても合わせて念頭においておくべきと考える。

^(註6)
竹生遺跡 (第5図)

能代市竹生に所在する。遺跡は米代川右岸にひらける台地に位置しており、この台地上の平坦部に構築された竪穴内に、製鉄炉が1基検出された。竪穴は一辺約5mの方形を呈し、隅柱壁溝の他、カマドを有していることから住居跡の性格も兼ね備えている。竪穴内の床面は西側がやや高まっており、この北西隅の高まり上に製鉄炉が構築されている。炉は半地下式竪形炉の部類に属し、地下部のみが残存、平面は円形で径0.3mと極めて小さい。地下部は地山をそのまま炉壁として使用、炉床は明確でないが、地下構造の一部と考えられる底面上の木炭層の上に火熱硬化した地山褐色土が検出されており、これが炉床痕跡と思われる。炉の東側には円

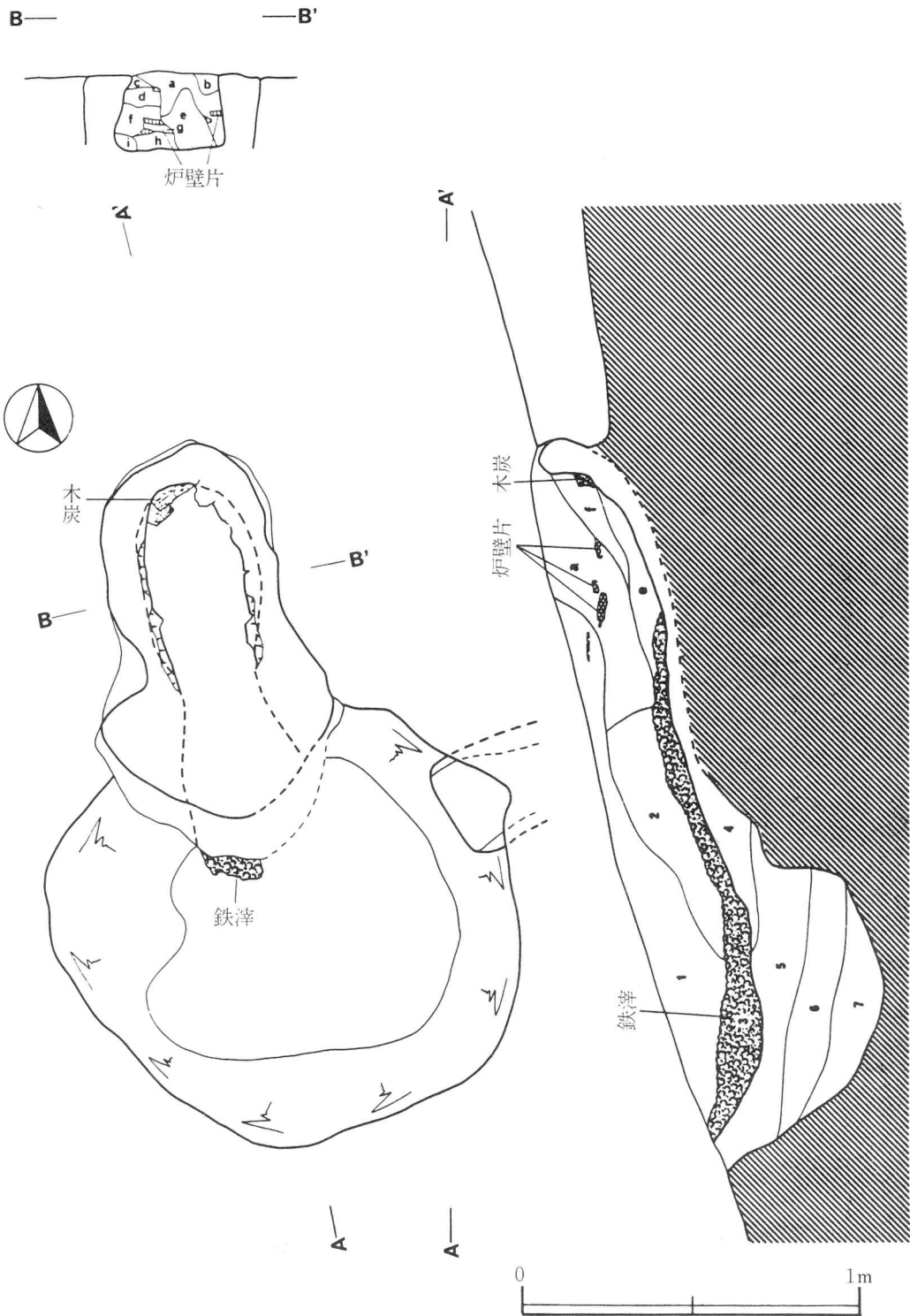


第5図 竹生遺跡製鉄炉

形の排滓ピットが隣接しており、製鉄炉との間の緩やかな傾斜を利用して排滓を行っている。この様な小規模な鉄生産はこの時代（平安時代中期後半）、生産に関する諸条件が充足する地域では、おそらく集落単位でも行なわれていた事が考えられる。そして本遺跡では他に鍛冶遺構も検出されており、小規模ながら鉄生産から製品の一环した自給的生产体制がとられていた事も予想されるのである。

(註7)
寒川Ⅱ遺跡 (第6図)

能代市浅内に所在する。遺跡は日本海に面した段丘上に位置しており、北方真近を米代川が流れている。この段丘の西縁部は所々に小沢が入りこんでおり、製鉄炉はこの様な沢地に面した緩やかな斜面に1基検出されている。炉は半地下式豎形炉の部類に属し、その形態、構造については基本的に堪忍沢遺跡のものに類似する。地上部は既に消滅しているが、残存する地下



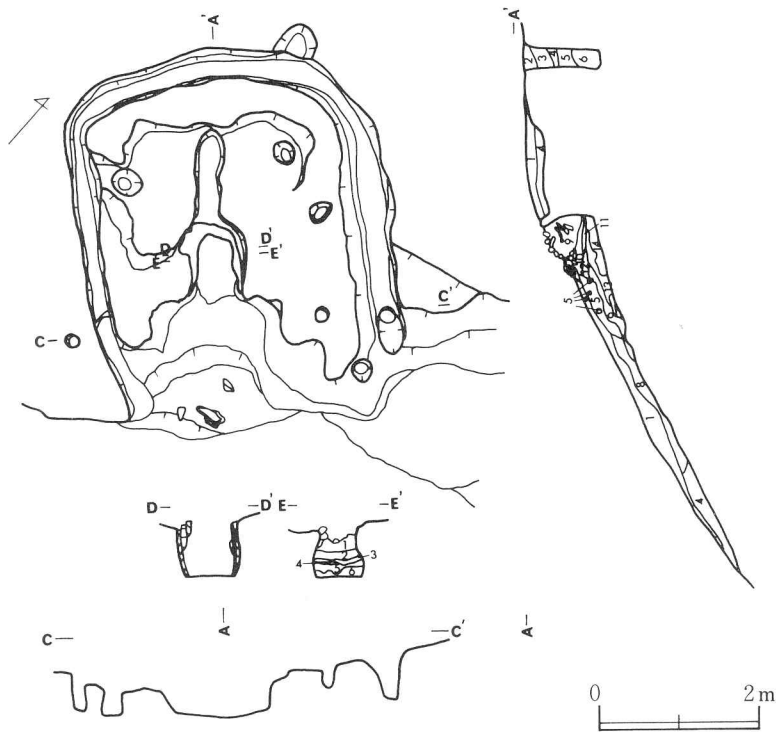
第6図 寒川Ⅱ遺跡製鉄炉

部は炉体平面が長楕円形を呈し、炉床幅は狭く、これに対し奥行は幅の約2.5倍と長い。炉床面は傾斜しており、地下構造は明確でない。又、炉体の構造は掘り方内面に沿って粘土を巻き上げ炉壁とするこの形態に一般的な工法が行なわれている。

ところで本遺跡の立地する能代地域では計4遺跡で製鉄炉が検出されているが、各々その形態に差異はあるにせよ、集落に伴った状態で、その数も1～2基と極めて小数の形で検出されている事に特色がある。

(註8)
坂ノ上E遺跡 (第7図)

秋田市四ツ小屋に所在する。遺跡は雄物川の右岸にひらけた台地の西縁部に位置しており、この台地に入りこんでいる小沢に面した斜面に製鉄炉が1基検出されている。台地から下るこの緩斜面は中程で傾斜を増すが、この傾斜の境部分に、整地作業を行うこと無く自然地形をほぼそのまま利用して炉体が構築されている。炉は典型的な半地下式豎形炉の形態を示しており、



第7図 坂ノ上E遺跡製鉄炉

地上部は崩壊しているが、残存する地下部は平面が0.8 m×0.48mの楕円形を呈し県内では最も大型である。地下部内面には粘土を厚く貼りこれを炉壁としている。地下構造は特に設けられておらず炉底に青灰色砂質土を盛りこれを炉床としており、炉床は前方に緩く傾斜している。又、炉後方に長楕円状の掘り込みが付設されており、これについては送風施設（吹子）の設置痕跡とも考えられる。送風方法は古代製鉄にとっては大きな問題であり、竪型炉の場合後方からの送風も従来から唱えられているが確証例が少ない。しかし県内では堪忍沢遺跡でその可能性が極めて強い製鉄炉も検出されており、後方からの送風を考慮に入れた場合その可能性も考えられるのである。なお同様の掘り込みを有する例は竪形炉の場合、群馬県菅ノ沢遺跡2号^(註9)炉や福島県向田A遺跡2号製鉄炉にもみられる。^(註10)

3 製鉄炉についての分類

近年、製鉄炉の調査は全国的に増加してきている。しかし検出された遺構は上部が崩壊している部分が多く、我々が実見する事ができるのはそのほとんどが炉体下部である。従って炉形態及びその構造についての分類検討は、多くがこの下部施設を中心に行なわれているのが実情である。この分類については穴沢義功、土佐雅彦両氏によってほぼその大要がまとめられている。^(註11)穴沢氏は当初製鉄炉を4種に分類、その後資料集積に伴い検討を加えて、長方形箱型炉、半地下式竪形炉の2種に大別すると共に各類をさらに細別し、都合2種9類に分類している。^(註12)一方、土佐氏は技術的要素も考慮しながらこれを長方形箱形炉、半地下式竪形炉、原たたら炉炉型未詳製錬炉の4種に大別したうえ、同様に細分を加え4種12類に分類している。^(註13)

しかし両者の分類は本質的には異なるものでなく、基本的には箱形炉と竪形炉の2系統を根底にすえているものである。従って県内の製鉄炉に関しても、これら両者による分類を基本としてこれを行なうこととする。箱形炉は現在のところ確実なものは福島県を北限にして、それ以北では検出されていない。したがって県内で検出された製鉄炉は、全て竪形炉の部類に属するものであり、平面形状からは多様にみられるこれら炉形態も、構造的観点を考え合わせると幾つかに細分類する事も可能である。本県の場合では分類の視点をまず地下部の有無によって行うものとする。第1類は地下部を有した半地下式構造の製鉄炉で、炉本体は地上部と地下部から成り、この場合地下部は意図的に地山を掘り凹めて構築しているものである。第2類は地下部の存在が顕著でないもの、すなわち地山面下に炉体下部が構築されていないもので、その根底には地山の硬質面を炉体として利用する意識が認められないことである。

1類は県内の大部分がこれに属するが、地下部の形態をみるとさらに2種に細分される。その一つは地下部の炉体平面形が円形もしくは楕円形を呈するもの（1-A類）で、他は平面形

が隅丸方形もしくは長楕円形を呈する細長い炉（1-B類）である。1-A類の場合、炉体規模は大小あり、最も小規模なものは竹生遺跡の例で径0.3 mだが、坂ノ上E遺跡では長径0.8 mと大型で、一様では無い。又構造自体も竹生遺跡の様に地山内面をそのまま炉壁として使用する例がある一方、坂ノ上E遺跡、白長根館I遺跡では内面をさらに粘土構築して炉壁をつくり出している。これらの相異は又、炉の立地についても見られ坂ノ上E遺跡では斜面、他の遺跡では平坦面に構築されている。この様に本類ではその形態の類以性を除くと、規模、構造、構築状況については必ずしも一様でない。従ってさらに細分される余地も有しており、この場合、立地と規模を基準にすると斜面構築で大形の坂ノ上E型、平地構築で小形の白長根館、竹生型に分けられよう。穴沢氏はこの点について平地式を分類基準の一つとして考慮しており、^(註15)本県の例を氏の分類に照合させると、坂ノ上E型は半地下式豎形炉B類、竹生型は半地下式豎形炉C類となる。

1-B類は県内でもこの2～3年の間に発掘例があいつぎ、堪忍沢遺跡、大館野遺跡、寒川II遺跡で計15基が検出されており、最も数の多いタイプである。その第一の特徴は炉体が細長い事で、その規模は幅20～40cm、長さ50～70cmで、通例長さは幅の1.5倍以上に設定されている。構造は例外無く掘り方内面に粘土でもって炉壁を構築し、炉床が傾斜している事で、炉床下に地下構造を有しているものも多い。この様に炉体については類似性がみられ、これは炉本体のみならず付設する排滓施設についても言える事で、いずれの炉も湯道部を意識的に構築設計しており、堪忍沢遺跡では砂、粘土、地山土等を用いて新たに傾斜面をつくり出している。この事から操業上重要な作業の一つである排滓はこれを効率良く行うため、前庭部分を排滓溜めの他湯道部も明確に設定して機能分離を行っている事である。なお本形態炉については穴沢氏が半地下式豎形炉E類として分類しており、その分類基準として東北半を中心とする炉床の極端に小さいものとしている。

2類は現在のところ中台遺跡のみに検出されている。県外では静岡県日詰遺跡の製鉄炉跡が^(註16)本類に属すると考えられるが、全国的に良好な検出例は少く崩壊も激しいため、遺構としての明確な確認はなされていない。土佐氏は当初これを含めて炉型未詳製鉄炉として日詰型と分類されていたが、その後「焼ピットや掘りこみが炉底としてとらえられている事が多い炉で、廃棄炉壁から比較的炉高の高い円筒形の炉が推定される一群」として円筒自立炉と分類され、その立地について大沢氏は「豎炉が平地に進出してきたタイプ」としている。^(註17)

4 製鉄炉における系譜

県内の古代製鉄炉に関して、その年代はいずれも平安時代を下るものではない。しかし全国

的にみるならば、製鉄炉自体は既に6世紀末～7世紀初頭に出現しており、豎形炉も奈良時代にその初源をみることができるといえる。又文献上からも奈良期に入ると常陸、備前等の製鉄が記録にあらわれてくる。従って本県における鉄生産は、その技術等の要素をこれら他国にあおいだ事は事実であり、その系譜について考えるにあたってはこれら主要生産地の状況を把握した上で行う必要がある。古代鉄生産地としての記録がみられるのは、北九州、中国、近畿、関東及び北陸の主要地域である。これに発掘例の中でも豎形炉の検出例を対称させてみると、特に関東、北陸にその集中度が高い事がわかる。関東では既に8世紀前半に中ノ坪Ⅱ遺跡^(註19)が出現しており、9世紀以降になるとその数も増加する。この傾向は地域的にみても千葉から埼玉、群馬へと北関東に分布圏を広げる様相をみせており、同時にこの時期北陸にも出現しているのである。北陸で最も古いものとしては新潟県真木山C遺跡^(註20)のものが9世紀初頭にあらわれており10世紀に至ると富山県南大間山Ⅱ遺跡2号炉等^(註21)確実な広がりをみせてくる。従ってこの推移状況から豎形炉の初源を関東と想定するならば、9世紀から10世紀にかけての時期こそがこの炉型の波及時期であり、本県を含め東北北半の豎形炉も又、この時期を境として出現増加するのである。これらの事を考慮しながら県内の製鉄炉を類型をもとに位置づけてみると、Ⅰ-A類の場合、坂上F遺跡についてはその形態及び構築方法等については関東、北陸地方における典型的な半地下式豎形炉に属する。しかし傾斜した炉床については北陸型ともいべき要素^(註22)が指摘されており、炉本体の形状についても関東の円形に対し北陸では楕円形の傾向が強い事等から、本遺構については多分に北陸的要素を受けついでいるといえよう。これに対し白長根館Ⅰ、中台遺跡は平地式であることに加え、炉の小型化等、関東を中心に分布する西浦北型の要素が見出される。又Ⅱ類については静岡県白詰遺跡を標準例とする円筒自立炉の形態としてくみ入れられると共にその立地性(平地式)からは上記の西浦北型の要素も含んでおり、いづれにしても関東及びその周辺を中心とする炉形に類すると考えられるのである。この様にⅠ-a類、Ⅱ類についてはその系譜を北陸及び関東それぞれに辿ることができるものと考えられる。しかしながらⅠ-b類についてはその系譜は単絡的でない。基本的構造としては半地下式豎形炉であり、炉床傾斜からすれば北陸型とも言えるものであるが幅の1.5倍時には3倍もの長さをもつ炉形態は関東、北陸何れの地にもみられないものであり、当然ながら上部が構築された時の全容はこの地独特なものであったろうと思われる。そしてこの炉型が確認されているのは現在のところ北日本では本県から青森県にかけてであり、極めて限定的な分布を示しているのである。これらの事から、豎形炉としては確かに関東、北陸(この中でも北陸的要素が強いと考えられるが)の技術的要素を踏襲しているが、その一方では地域的な生産状況(自給体制)に順応(適合)した結果のあらわれとの見方もできるのである。

以上の様に本県の製鉄炉は関東及び北陸各々の技術的要素を北較的直接的に受け継いだものと

その要素を元に地域の変容がなされたものと大別され、同時にこの事は製鉄炉自体の変遷とも成りうるのである。そしてこれらの時期をたどってみるならば、まず北陸からの技術導入がなされ、これに基づくⅠ-A類、坂ノ上E型の操業が開始された事になる。その後、これらの技術は北上するが、当時においてなお行政の区画外であった「夷狄の地」においては操業に関する諸条件、目的等も異なり、いわば地域社会適応型とも言うべき変容がおこなわれたものと考えられⅠ-B類の堪忍沢遺跡等での操業がこれにあたる。しかし11世紀以降になると関東及びその周辺では豎形炉が平地にも進出し、炉型も小型化する現象がおきてくる。「豎形炉の発展型」^(註24)ともいうべきもので、その背景には各小単位での地域の需要を満たすため、自給を目的とした製鉄炉、すなわちかつての様に立地が限定される事なく集落地でも可能な、そして大規模な操業体制を必要とする事なく比較的簡便に行なえる製鉄炉が求められた事である。この操業方法は律令体制の崩壊と共に比較的容易に地方への波及と浸透が行なわれ、特に鉄素材の流通(供給)が不備であった北日本では、その影響も大きかったと思われる。この様な状況の下、^(註25)県内でもこれらの技術の受容が促され、Ⅰ-A類、白長根館型及びⅡ類(中台遺跡)の操業となったものであろう。そして加うるならば、その操業対象は前代の堪忍沢遺跡の場合よりもさらに狭少な地域(集落的範囲)を単位とした事も考えられる。

5 鉄生産とその社会的背景

鉄生産の最終目的はその製品化にある。従って製鉄操業が開始され生産が活発化する背景には、鉄製品の需要を促す社会的要因が備わっているものと考えられる。このことは特に中央との流通(交易)が円滑化していない地方においては、鉄素材あるいは鉄製品を他から取り入れて充足させる事も容易でなく、必然的に地域単位で賄う生産体制が出現してくるものと思われる。

従って県内の古代製鉄が目的としたものは第一に地域的な自給であり、そしてこれを促進させた社会的要因としては農業の発達とそれに伴う農具の需要増大が大きな要素であったと考えられるのである。この様なことを根底に、考古資料、文献等を参考に記述する。なお県内の製鉄操業は現在のところ坂ノ上E遺跡が最初で、その年代は9世紀と^(註26)考えられる。その後、堪忍沢遺跡等の10世紀代の操業を経て、最終的には白長根館Ⅰ遺跡の11世紀まで続く。従って本稿では平安時代のこの時期が主な対象となる。

県内の製鉄品出土状態をみてみたい。第1表は県内の平安時代集落跡からの出土状態をまとめたものである。便宜上、平安時代前葉を9世紀後半、中葉を11世紀前半で区分している。これを見ると鉄製品の出土は中葉以降明らかに増大する。この傾向は後葉に至っても同様で、最終的には90%の遺跡で何らかの鉄製品が出土するようになる。又、これらの中には紡錘車のよ

第1表 県内の平安時代集落跡における鉄製品の出土状態

	①出土総数に占める割合(%)			②遺跡内における鉄製品の出土率(%)
	農具	生活用具	武具	
前葉	0	100	0	25
中葉	12	59	29	78
後葉	24	62	14	90

備考 1. 便宜上 平安時代前葉(8世紀後半~9世紀後半)
中葉(10世紀前半~11世紀後半)
後葉(11世紀後半~12世紀後半)とする。
2. 対象遺跡数は前葉4遺跡、中葉13遺跡
後葉9遺跡である。
3. 鉄製品は遺跡内における住居跡出土のものを対象とした。

うに中葉以降、鉄製品化されるものもあり、鉄製品の普及が平安時代中葉を境として急速に行なわれた事を示している。又、各期における用途別鉄製品の出土比率をみると、最も高いのは生活用具(刀子、紡錘車、釘等)であるがこの比率をさらに前葉から後葉にかけての推移でみると、増加率の著しいのは農具であり、こ

の需要が中葉以降急速に求められた事を示している。そこで当時の社会的状況について、これを主に農業面から文献上観察してみたい。蝦夷地の服属化と開拓のため秋田城が設置された8世紀後半、出羽の国における稲作農業は、必ずしも全域に普及、浸透している状態では無かったと思われる。弥生時代以来の稲作農業は確かに発展をとげ在地に根づいていたにせよ、それは自然的条件に恵まれた地にある程度限定されていたと思われ、一方では稲作以外の農業生産、あるいは採集狩猟に頼っていた者達も多かったと考えられる。従って当時の出羽国は「山夷、田夷の者」(日本後紀、799年)の地であり、稲作農業を主とする田夷以外の存在も多かったのである。そしてこれら山夷の生産、獲得対象とするものの中には、この地の特産物として交易の対象と成りうる物も多かったと思われ「蝦夷との交易を禁ず」(続日本紀、787年)にみられる様に、交易も又、一方では行なわれていた事だろう。熊などの毛皮、馬、角等は平安期を通じ出羽の交易雑物として記録され、絹等の布も同様であり、私的な交易品も加えるとこれらの生産に従事している人達も存外多かったと考えられる。このような社会構造も9世紀になると変容してくる。すなわち恵まれた自然条件を多く有するこの地は「出羽の国は開発をゆるすの地」(類聚三代格、803年)にみられる様に、やがて律令制に伴う農業技術の浸透と共に土地の開墾が行なわれ活発化した事である。そしてこれ以後の史書には今までの山夷、土民、蝦夷、夷狄等の呼称に代わり「出羽の国の百姓」(文徳天皇実録、855年)、「秋田飽海両郡の百姓」(日本二代実録、875年)の様に、百姓たる名称が使用され、農耕従事者が社会構成上大きな割合を占めてきた事がうかがえるのである。この事は同時にその背景として耕地面積も増大したことを示しており、出羽の国における農業発展の過程からみれば、9世紀中葉以降10世紀にかけてのこの時期こそが、本格的な開始点となるものであり、又、稲作農業がこの国の社会的基盤となりうる転換期とも言えるものである。

この様にして平安時代中葉以後の農業発展は同時に、農具の鉄製品化とその需要増が要求せ

られた事ともなり、一方では生活用具等道具全搬の鉄製品化とその普及が計られることともなっていた。そして前記の様に鉄素材の流通が不備であった出羽の国では、これを自給体制によって行う他は無かったものと思われ、この傾向は平安期を通じ中央への服属を拒み続けた「夷狄の地」すなわち出羽北部では特に強く、いわば自給的製鉄操業の主たる地であったろうし、現在製鉄炉の大半が検出されている所も又、県北部なのである。なお文献からみる限り、この地は「三代実録」の元慶の乱に記する出羽の賊地であり、その後の侵攻によっても郡郷制の設定されなかった「秋田郡率浦郡（現 八郎潟町、五城目町）」（倭名類聚抄）以北の地といえる。

6 おわりに

もとより製鉄とは鉄生産段階のみならず、それが鉄素材あるいは鉄製品として社会に需要せられるまでの過程を総合的にとらえて検討すべきものであり、単に一生産工程のみの視点でおえるべきものでない事は明らかである。従って古代製鉄に関する考察は検出された遺構相互の比較による分類観察をもとに、さらにその構造上の特質を見極め、これに基づくところの生産方法及び生産力をも考える必要がある。そして生産方法の検討とは、いかなる人々によりどの様な体制でなされたかという操業における生産体制を解明することであり、生産力の検討はその対象となる社会の経済体制を解明する事につながるのである。そしてこれらの資料をもとに当時の社会構造の一端を明らかにする事こそ重要と考えられるのである。本稿ではこの様な観点に基本をおき、事例の紹介と若干の考察を述べてきたものであるが、しかしこれらを具体的にうらづけ、受当性のあるものとするためには製鉄炉に関する機能及び生産能力等に関する科学的分析とそれに基づいた技術的な検討による実証性も必要であり、これを欠くところの本文では推察に頼らざるべき所も多々ある。しかしながら本県の古代製鉄炉をみてみると、地域における製鉄操業はその視点を新たにして考える必要があると強く感じるものであり、特に古代律令制の時代においてその体制に組み入れられる事を拒否し、古来からの独自の社会体制を保持しようとしてきた出羽国北部においては、その社会構造（基盤）と密接に係り合っているものであり、この社会構造の解明を念頭におきながら考察していく必要があると思われる。

本文では現状段階で考えられるべき事を概説的に述べたものであり、もとよりこれらに対しては、より実証的な考察が必要である事は筆者も認める所である。又、筆者の浅学によるところの愚見並びに誤見もあると思われ、これに関しては大方の御叱正をおおぐと共に、御指導も拝したいと思っている次第である。

最後に本稿をまとめるにあたって板橋範芳、小林克氏の他、関係の方々から有益な御教示をいただいた。記して御礼を申し上げる次第である。

註

- 註1 秋田県教育委員会 『中台遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第50集 1978（昭和53年）
- 註2 根田信隆 「寺内高野の製鉄址」 『秋田考古学』 創刊号 1955（昭和33年）
- 註3 県内で検出された製鉄炉については、本項にて各遺跡毎に紹介しているが、大館市大館野遺跡については報告書未刊のため記述を省いている。同遺跡で検出された製鉄炉は勘忍沢遺跡の炉と形態が類似しており、炉体部は平面が隅丸長方形で幅0.4 m、長さ1.1 mを測る。大館市史編さん委員会板橋範芳氏の御助言による。
- 註4 秋田県教育委員会 『西山地区農免農道整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ 堪忍沢遺跡』 秋田県文化財調査報告書第152集 1987（昭和62年）
- 註5 秋田県教育委員会 『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅶ 白長根館Ⅰ遺跡』 秋田県文化財調査報告書第120集 1984（昭和59年）
- 註6 秋田県教育委員会 『杉沢台・竹生遺跡』 秋田県文化財調査報告書第83集 1986（昭和56年）
- 註7 秋田県教育委員会が昭和62年に調査。報告書は未刊であるが、実測図を使用させていただいた。
- 註8 秋田市教育委員会 『秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 坂ノ上E遺跡』 1984（昭和59年）
- 註9 飯島武次・穴沢義功 「郡馬県太田市菅ノ沢製鉄遺跡」 『考古学雑誌』 第55巻第2号 1969（昭和44年）
- 註10 たたら研究会 『日本古代の鉄生産』 1987（昭和62年）
- 註11 穴沢義功 「製鉄遺跡にみる四つの流れ」 『歴史公論』 No66 1981（昭和56年）
- 註12 穴沢義功 「鉄生産の発展とその系譜」 『日本歴史地図・原始古代編下』 1982（昭和57年）
- 註13 土佐雅彦 「日本古代製鉄遺跡に関する研究序説」 『たたら研究』 第24号 1981（昭和56年）
- 註14 山形県豊原遺跡で箱形炉としての可能性がうかがえるものが検出されている。但し本文では確実性のあるものとして福島県向田E遺跡等で検出された箱形炉を北限としている。
- 註15 穴沢義功 「製鉄遺跡からみた鉄生産の展開」 『季刊考古学』 第8号 1984（昭和59年）
- 註16 南伊豆町教育委員会 『日誌遺跡』 1979（昭和54年）
- 註17 土佐雅彦 「製鉄炉からみた炉の形態と発展」 『季刊考古学』 第8号 1984（昭和59年）
- 註18 大沢正己 「冶金学的見地からみた古代製鉄」 『古代鉄生産の検討』 1984（昭和59年）
- 註19 流山市遺跡調査会 『千葉県流山市中ノ坪製鉄遺跡』 1984（昭和59年）
- 註20 豊浦町教育委員会 『真木山製鉄遺跡』 1981（昭和56年）
- 註21 富山県教育委員会 『都市計画街路七美・大関山高岡線内遺跡発掘調査概要 大関山Ⅱ遺跡』 1984（昭和59年）
- 註22 註15と同文献による。
- 註23 同形態の炉としては青森県五所川市狐野遺跡、弘前市大平野Ⅲ号遺跡、浪岡町山本遺跡で検出されている。
- 註24 穴沢義功 「製鉄遺跡からみた鉄生産の変遷」 『古代を考える 古代鉄生産の検討』 1984（昭和59年）

- 註25 「延喜式」の禄物価法の鉄価によると出羽国は近江、下野に比べて2.8倍、加賀に比べ約2.3倍と鉄価が高く、希少であったと考えられる。
- 註26 報文では、他遺跡での同形態炉との比較から9～10世紀としている。本稿では次年産の1985年の調査で製鉄炉に隣接して検出された竪穴住居跡を、製鉄炉との関連性が極めて大きいと思われる事から炉の年代を9世紀と設定した。

古代国家の辺境地支配と柵・柵戸・郡について

横山伸司

I はじめに

古代の辺境地とは、『令義解』賦役令辺遠国条にある「有夷人雑類之所」としてよいと思われるが、この地域に対して、律令国家がいかなる形でその支配を拡大していったのかについては、大部分の研究が東辺・北辺と西辺の地域に別々に分けてなされているようである。

確かに東辺・北辺の住民である蝦夷(狄)と西辺の住民隼人とを同一の視点から論ずることに無理があるし、別々に研究される方がむしろ有効と考えられるが、律令国家が列島内部の東・北・西辺の辺境地に対して、同じ時期に同じ行動をとったと判断可能な史料が、集団移民(柵戸)記事として『続日本紀』に記載されており、また、柵戸と密接に関る柵という施設が、西辺にも置かれていたことも知ることができる。

この柵戸や柵については、文献史料・考古学の知見などから、東北辺の陸奥・越後・出羽の国々には顕著にみられるのに対して、西辺の日向・大隅・薩摩の国々については痕跡をとどめる程度であるために、その共通性については、若干の指摘はなされてもそれほど積極的には論じられていないようである。^(註1)

しかしながら、古代国家による辺境地支配という観点から、東北辺と西辺という隔絶している地域に、国家が同様の政策をとった可能性を論究することは決して無駄ではないと思われる。^(註2) ^(註3) 辺境地住民の内国への強制移住・朝貢等周知の辺境民対策との関りは明確にすることはできないが、本稿で問題とする柵の設置と柵戸の移住は、特別視されていた辺境地に直接普通の令制支配地域を創り出してしまうという点で大きな意味を持っている。

古代国家によって、西辺にも東北辺と同様の政策がとられた可能性を検討すること、これが本稿の目的である。

II 柵

西辺の国、薩摩国内に柵という何らかの施設が置かれていたことは、『続日本紀』大宝2(702)

年10月3日条に

唱更国司等^{今薩摩}言。於国内要害之地。建柵置戍守之。許焉。
^{国也}

とあることから明らかであるが、これが唯一の史料であり、現在までのところ遺跡としても明らかにされていない。この史料からここで建設の許可を受けた柵について読みとれることは、「国内要害之地」に建てられることと、守備兵を置く施設である、ということの2点であろう。

ところで、周知のように古代の東辺・北辺にも柵という施設が置かれており、呼称まで明確にできる柵も少なくない。越(越後)国の淳足・磐舟・都岐沙羅の3柵、出羽国の出羽柵・秋田高清水岡に遷置された出羽柵・由理柵・陸奥国の多賀・玉造・新田・牡鹿・色麻・中山の6柵がそれであるが、これら東北辺の柵に関する古代の史料をまず検討し、そこから得られた結論と先述した薩摩国に設置が認められた柵の2点の性格とに矛盾が生じるかどうかをみてみることにする。

東北辺の柵については、種々の史料から、

- A. 陸奥・越後・出羽等の柵は兵庫垣や筑紫の城などと同じ扱いを受け、周囲と区画されており、それを越えると罪になり、宮殿門・倉庫・三関門などと同様に鑰のある門があつて、出入りはその門から行い、鑰を盗むと罪になること(『養老衛禁律越垣及城条・同賊盗律盗節刀条)。
- B. 柵という施設と柵戸という移住民は1つのセットとして考え得ること(『日本書紀』大化3(647)年是歳条・『同』大化4(648)年是歳条)。
- C. 柵造という職務上の地位(郡司と同格か)をもつ人間が存在すること(『日本書紀』齐明天皇4(658)年7月4日条^(註4))。
- D. 征夷の際の兵器・食料の保管が可能な施設であること(『続日本紀』和銅2(709)年7月1日条・『日本後紀』延暦23(804)年正月19日条)。
- E. 恒常的に兵士によって鎮守されている施設であること(『続日本紀』天平9(737)年4月14日条^(註5))。
- F. 要害で交通上の要衝でもある場所に立地していること(『続日本紀』宝亀11(780)年8月23日条^(註6))。

の6点の要素をもつ施設であることを指摘できる。A以外については必ずしも全体の柵がその要素を備えていると断言できる根拠はないが、特に否定すべき要因があるとは思えないので、この結果と、薩摩国の柵の記述とを重ねると、E・Fの要素と完全に一致する。したがって、西辺の柵が東北辺の柵と共通の側面をもった施設であることは明白で、同一のものである可能性もあることを指摘できたと思う。

次章では、角度を変えて、辺境地に送られた移住民の集団である柵戸について検討を加え、

西辺の柵と柵戸が、東北辺と同様に存在し、機能したことを推定してみたい。

III 柵戸

柵と柵戸とが相互に関連していることは、呼称の共通性や前章の東北辺の柵の史料検討の要素Bなどから疑いないところである。このうち柵戸については、国家によって辺境地に送られた移住民の総称とでも言えそうである。史料にみえる柵戸記事を表にすると次のようになる。

第1表 史料にみえる柵戸記事(個人を除く)

番号	年 月	送 ら れ た 人	戸(人)数	移配先	出 典
1	647年				『日本書紀』
2	648年	越と信濃の民			『日本書紀』
3	714年3月	豊前国民	200戸		『続日本紀』
4	714年10月	尾張・上野・信濃・越後等国民	200戸	出羽柵戸	『続日本紀』
5	715年5月	相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野6国富民	1,000戸	陸奥	『続日本紀』
6	716年9月	信濃・上野・越前・越後四国百姓	400戸	出羽国	『続日本紀』
7	717年2月	同上	400戸	出羽柵戸	『続日本紀』
8	719年7月	東海・東山・北陸三道民	200戸	出羽柵	『続日本紀』
9	722年8月	諸国司簡點柵戸	1,000人	陸奥鎮所	『続日本紀』
10	759年9月	坂東八国并越前・能登・越後・()等四国浮浪人	2,000人	雄勝城	『続日本紀』
11	759年	浮浪(『続日本紀』神護景雲正月30日条による)	1,000人	桃生城	『続日本紀』
12	760年3月	没官奴婢	510人	雄勝柵	『続日本紀』
13	762年閏12月	乞索兒	100人	陸奥国	『続日本紀』
14	769年正月	陸奥国三丁己上戸(11のかわり)	200烟	桃生城	『続日本紀』
15	769年5月	浮宕百姓	2,500人	伊治村	『続日本紀』
16	795年12月	逃軍諸国軍士	340人	陸奥国	『日本紀略』
17	796年11月	相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後等国民	9,000人	伊治城	『日本後紀』
18	802年正月	駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野等国浪人	4,000人	胆沢城	『日本紀略』

※ 6・7は同一事項の可能性がある。

以上、18の史料から柵戸記事は次の2つに大別できよう。

(1) 1と2は明確ではないが、3～8までは6年間という短期間に国民・富民・百姓などとされる一般人民を二百戸を単位として、西辺・東北辺に送り込んだことがうかがえる。^(註7) また、移配先は国単位と推定できる。^(註8)

(2) 9以降は人を単位とし、特に10以降は浮浪人・犯罪者などが主に送られ、移配先は陸奥、出羽両国の個別の城を中心とする地域に限定できる。

(1)、(2)のうち(2)については別の機会に論述するので、本稿では古代日本の西辺・東北辺に移配された二百戸を単位とする、一般人民の柵戸集団を対象とする。

西辺の柵戸の存在についての明確な記録は、第1表3の『続日本紀』和銅7(714)年3月15日条に、

隼人昏荒。野心未習憲法。因移豊前国民二百戸。令相勧導也。

とあるのと、『同』天平神護2(766)年6月3日条に

日向。大隅。薩摩三国大風。桑麻損盡。詔勿收柵戸調庸。

とみえる2条のみではあるが、これにより単に柵戸の存在が明確化されるだけではなく、柵戸の移配の目的を国家が辺境民の隼人を「相勧め導く」ことであるとしていること、第1節で柵の存在を裏付けた薩摩国だけではなく、日向・大隅にも柵の存在する可能性のあること、「柵戸の調庸を取ること勿らしむ」とあることから、西辺の3国で調庸など一般的な賦果を受ける存在は柵戸に限られるという推測も可能なことなど、いくつかの重要な指摘が既になされている。^(註9)

北辺の出羽柵戸に関する第1表6の史料には、ここで随近の国民を出羽国に遷すのは、「狂狄を教諭し、兼ねて地利を保たせるため」であるとしており、柵戸の目的が西辺・北辺ともほぼ共通していると考えていいのではないだろうか。

東辺の陸奥柵戸の史料である第1表5では、一時に千戸もの極めて大規模な柵戸の移配を行っている。ここでわざわざ「富民」と記されていることから考えると、一般人民の中から無作為に選抜されたのではなく、一定基準以上の戸だけを選んで千戸の移民を実行したと考えられる。

こうした二百戸を単位とする人民集団の移住は、辺境地に何をもたらしたのかについて考えてみたい。

IV 柵と柵戸と郡

史料上散見される柵が、越後国の淳足・磐舟・郡岐沙羅の3柵、出羽国の出羽柵・秋田村高清水岡に遷置された出羽柵・由理柵、陸奥国の多賀・玉造・新田・牡鹿・色麻・中山の6柵と薩摩国に置かれた柵であることは既に述べた。また、柵戸の存在から日向・大隅両国にも柵の存在の可能性も指摘した。越後・出羽・陸奥国内の柵が史料にみえる12柵という数は、あくま

でも最低限度の数であり、それ以上の可能性の高いことは言うまでもないと思う。こういった柵と称される施設が造られた背景には、移配される直前まで一般の国々で通常の令制支配を受けていた、二百戸単位の大量の人民集団の存在があることも確かだろうと思われる。この大量の人間集団が辺境地での生活を開始し、基盤が整ったときに、『令義解』賦役令辺遠国条によらない、極めて律令制的な支配を受ける区域を生み出すことは必然である。その区域が、二百戸すなわち4郷で構成されることを考えれば、令制郡になるという想定は十分に可能性があると考えられる。

律令国家が自らの支配する領域全体に、その支配原理である律令制の導入を目指したであろう、ということは疑いのないところであるが、柵の設置と柵戸の移配も目的達成の一つの手段としてとらえることができる。それでは、どのような地域に柵戸が移配され、どういった郡を生み出したと考えられるかについて、郡のまとまりや『和名類聚抄』の国郡郷名の一致などから推測してみたい。なお検討は、各国別に行うことにする。

1 越後国の柵と柵戸と郡

越後国の北部に位置したと考えられる淳足・磐舟・都岐沙羅の3柵のうち、淳足・磐舟は郡名として残っており、また、磐舟柵に送られたと記される柵戸の出身国、越・信濃両国の郡郷名と、磐舟郡を構成する郷はもちろん淳足郡を構成する郷の郷名も一致するケースが多いことから、この両郡が、越前・越中・信濃の柵戸を中心に形成された可能性のあることは既に指摘されており、私も妥当と考える。^(註11)

都岐沙羅柵については、柵造の存在を示す叙位記事があるだけで、郡名にも郷名にもその名を伝えない。しかし、越後国を構成する7郡のうち4郡までは越中国からの移管であること、^(註12)残りの淳足・磐舟・蒲原3郡のうち2郡までが柵戸を中心として建てられた郡と考えられることなどの状況から、都岐沙羅柵を古代蒲原地区の中心地に置かれた施設で、柵の設置に伴って移配された柵戸をもとに建てられた郡が蒲原郡だったのではないかと推測する。蒲原郡を構成する5郷のうち、青海・桜井の2郷は参河国青海郡の郡郷名と一致し、日置郡は能登国珠洲郡、尾張国海部郡、安房国長狭郡の郷名と一致する。これだけで蒲原郡と参河国青海郡との関係を示しているとは言い難いが、若干のその可能性は考えられると思う。^(註13)

越後国に置かれた柵が、『日本書紀』^(註14)に記されるように、7世紀中葉まで遡り得るのかどうかについては、疑問がない訳ではないが、8世紀前葉にみられる柵や柵戸と同様の役割を果たしたと考えることは、淳足・磐舟両郡が8・9世紀を通して存在していることから、決して無理ではあるまい。

2 出羽国の柵と柵戸と郡

出羽国で柵の設置が明確なのは、出羽柵・秋田村に遷置された出羽柵・由理柵の3柵である。また、前章でみたように出羽国へは、最低でも八百戸の柵戸が移配されている。これらの人間集団の移配先を考える場合、上記の3柵を中心に移されたとするのが普通かもしれない。

しかし、出羽郡の建郡は『続日本紀』和銅元(708)年9月28日条の

越後国言。新建出羽郡。許之。

から明らかであり、出羽柵の存在も『同』和銅2(709)年7月1日条に

令諸国運送兵器於出羽柵。為征蝦狄也。

と記されている。それにも関わらず出羽への柵戸の記録が、714年までないのはどう解釈したらいいのであろうか。

可能性のあるのは、708年の建郡記事を在地民(蝦夷)集団による建郡と考えるか、建郡以前に記録されていない柵戸の移配の事実があったと考えるのか、のいずれかであろうが、この場合、柵の設置が明らかであるから後者を採るのが妥当であろう。

出羽建郡の母体となった柵戸は、どこからの移住者集団の可能性があるので、郡郷名から推測してみよう。柵戸の記録から移配前の柵戸の所在していた国は、広く考えても東海・東山・北陸三道の諸国であるので、この三道諸国の郡郷名と出羽郡の郷名を比較すると第2表のようになる。

第2表 『和名類聚抄』による出羽郡同一郷名一覧

出羽郡の郷名	東海・東山・北陸三道諸国で一致する郷名をもつ国郡名
大 窪	下野国足利郡
河 辺	遠江国長上郡
井 上	常陸国行方郡 甲斐国山梨郡
太 田	遠江国長下郡 同国周智郡 下総国匝瑳郡 常陸国久慈郡 美濃国大野郡 信濃国水内郡 上野国吾妻郡
餘 戸	

『続日本紀』天平5(733)年12月26日条に

出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村。建郡居民焉。

とある遷置後の出羽柵については、地理的に秋田郡との関りで考えるのが自然であろう。秋田郡に関しては、7世紀後半の阿倍比羅夫北行記事の中に見える齧(飽)田郡と『日本後紀』延暦23(804)年11が22日条に「停城為郡」とある記事で郡となった秋田郡の存在が考えられ、この時期

の柵の遷置が、そのまま9・10世紀の秋田郡へつながる確率は低いと思われる。しかし、この記事で、柵を高清水岡に遷置し、雄勝村に民を居いたというように記されている以上、それにふさわしい行動を推定してもいいのではないだろうか。すなわち、秋田平野・横手盆地への柵の設置と柵戸の移配^(註15)である。

『和名類聚抄』の段階で確認できる秋田郡を構成する郷は、添川・率浦・方上・成相・高泉の5郷で、これらのうち添川・方上の2郷に関しては、『日本三代実録』元慶2(878)年7月10日条によって、方上は秋田城下賊地の12村の中の1つに、添河(川)は向化俘地の3村の中の1つにあげられていることから、在地民の集団によって構成されていた可能性が大きいと思われる。また、高泉は高清水で、出羽柵や秋田城の所在地を中心とする一帯であろうが、この郷を含めても秋田郡の5郷の名称は、他国の郡郷名と一致する郷を見出すことはできず、この郡の成立過程には、複雑な変遷が考えられると思う。由理柵についての史料は、『続日本紀』宝亀11(780)年8月23日条にみえる一例のみである。『和名類聚抄』の飽海郡の9郷の中に由理郷があり、この郷近辺に柵が所在し、その周辺に柵戸が生活していたものと考えられるが、郡を構成する郷の大原郷が飛驒国大野郡大原郷に、屋代郷が信濃国埴科郡屋代郷に、井手郷が越前国足羽郡と加賀国石川郡の井手郷にそれぞれ共通する。

以上、出羽国の柵と柵戸と郡の関係をみてきたが、明らかに柵の所在する地域であっても、その郡の郷名と柵戸の移配前の国々の郷名とが、一致するとは必ずしも言えず、柵戸の移配記事が他国に比べて多い割には、その移配先が明確になりにくかった。また、単に郷名の一致という面からだけで考えていいとするなら、ここで検討を加えなかった郡の郷でもある程度の一一致はみられることから、或いは郡域にはこだわらずに、近接した地域に柵戸がまとまって移配され、建郡段階でそれぞれ別の郡の郷になってしまう可能性も考えられる。また、仮に一度柵の設置や柵戸の移配、時にはそれをもとにした建郡まで成し得たとしても、その後の辺境地経営のいきづまりや在地民の反乱等によって、国家の関与した痕跡が消えてしまうこともないとは言えないであろう。

3 陸奥国の柵と柵戸と郡

陸奥国の柵と明確に記録されているのは、多賀・玉造・牡鹿・新田・色麻・中山の6柵以外にも若干みられるが、ここでは6柵に絞って考えてみたい。^(註17)二百戸を単位とする柵戸については、715年に富民千戸が相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の6国から移されたたとあるのが唯一である(第1表5)。この富民千戸が移配された地域はどこと考えられるかについては、大崎盆地とその周辺の地域と推定できると思われる。その理由としては、多賀を除く玉造・牡鹿・新田・色麻・中山の5柵が、「部下黒川郡以北十一郡」(『続日本紀』天平14年正月23日条)「黒

川。賀美等一十郡」(『同』宝亀元年4月1日条)「其牡鹿。小田。新田。長岡。志太。玉造。富田。色麻。賀美。黒川等一十箇郡」(『同』延暦8年8月30日条)「黒川以北奥郡」(『類聚三代格』弘仁元年2月23日太政官符)などが示すように11もしくは10郡の郡の集合体として、一括して国家に把握されていると考えられる同地域に限って存在していることがあげられる。特に、737年の段階で存在の確認できる、玉造・牡鹿・新田・色麻の4柵が郡名と同じ地名を冠していること、賀美郡が既に成立していることなどから、地理的・時期的に無理なく理解できるのではないだろうか。

しかし、黒川郡以北の11郡に含まれているはずの志太郡に関して『続日本紀』慶雲4(707)年5月26日条に「陸奥国信太郡生王五百足」なる人物がみえ、この生王(壬生)五百足が白村江の戦いで唐兵の虜になって苦勞したことなどが記されている。この記事は、大崎盆地を含めた東北南部の地域に関して、「古墳時代以来、東北地方南部の地域が、それ以外の東国の諸地域と同質な社会を形成していた」との見解の妥当性を示すものと考えられ、7世紀後半には、既に中央政權の何らかの支配が大崎盆地にまでおよんでおり、兵士としての徴発が行なわれたことを意味していると思われることから、信太(志太)郡の建郡もかなり早かったことが予想される。

また、『同』和銅6(713)年12月2日条に「新建陸奥国丹取郡」とこの段階での建郡を伝える丹取郡も大崎盆地内の玉造近辺に所在した令制郡である確率は、『同』神龜5(728)年4月11日条の「陸奥国請新置白河軍団。又改丹取軍団為玉造軍団。並許之」という軍団名の改称記事から、かなり高いと思われる。私見ではこの丹取郡も黒川以北の11郡に含まれると考えるので、11郡のうち少なくとも2郡は、富民千戸の移配のあった715年以前に建郡されていたことはたしかと判断できる。^(註20) そうだとすれば富民千戸はどういう役割を果たしたと考えられるだろうか。

『続日本紀』神護景雲3(769)年11月25日条

陸奥国牡鹿郡俘囚外少初位上勲七等大伴部押人言。伝聞。押人等本是紀伊国名草郡片岡里人也。昔者先祖大伴部直征夷之時。到於小田郡嶋田村而居焉。其後。子孫為夷被虜。歷代為俘。幸賴聖朝撫運神武威。拔彼虜庭久為化民。望請。除俘囚名。為調庸民。許之。

『同』宝亀元(770)年4月1日条

陸奥国黒川。賀美等一十郡俘囚參千九百廿人言曰。己等父祖。本是王民。而為夷所略。遂成賤隸。今既殺敵歸降。子孫蕃息。伏願。除俘囚之名。輸調庸之貢。許之。

の2つの条文から、蝦夷の捕虜にされたとする4千人近くの俘囚が黒川、賀美等の10郡で生活していること、大伴部押人の先祖は郡里制施行後に紀伊国から小田郡まで来ていたと聞いていることなどをうかがうことができる。一時期に4千人が捕虜にされたとは考え難く、長い間の蝦夷との攻防の結果であろうが、この記事を実事実とすると、7世紀後半には兵士を徴発し得る程度にまで、中央政權の支配がおよんでおり、8世紀初頭には令制郡の設置をみた大崎盆地も

安定した状況とまでは言えなかったと思われる。或いは捕虜にされた人の中には柵戸として送られた人もいたかもしれない。

715年の富民柵戸が送られる以前にも、出羽国出羽郡のところで考えたような、記録上残っていない柵戸の移配があり、その柵戸をもとに建てられた郡が大崎盆地には数郡存在していた可能性がある。しかし、それほど安定した状態でなかったために、さらに富民で構成された千戸の柵戸がこの地域に移配され、以前よりもはるかに安定した令制支配が行なわれるようになり、これ以後この地域は同様の成立事情をもつ郡の集合体として一括してみなされた、というように理解したい。

『和名類聚抄』に伝わらない丹取郡・富田郡を除く9郡の郡郷名と相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の6国の国郡郷名との比較は次の表(第3表)のようになり、一致する国郡郷名が決して少なくないことからも、この6国からの柵戸が、11なり10なりの郡を形成した可能性を示していると思われる。

多賀柵は、仙台平野北部に位置する。『和名類聚抄』には宮城郡多賀郷の記載があり、常陸国多珂郡とのつながりを示すものかもしれない。『続日本紀』天平9(737)年4月14日条からは、多賀柵が出羽柵までの道路計画の起点となっており、陸奥国の諸柵の中心的役割を果たしていることがうかがえる。

第3表 黒川以北10郡国郡郷対応一覧(富田郡及び餘戸を除く)

郡名	黒河(川)	下野国那須郡
郷名	新田	上野国新田郡 武蔵国多磨郡 同国賀美郡 上総国畔蒜郡 下野国芳賀郡
	白川	常陸国茨城郡
郡名	賀美	武蔵国賀美郡 常陸国多珂郡
郷名	川島	
	磐瀬	
郡名	色麻	下総国猿島郡
郷名	相模	相模国
	安蘇	下野国安蘇郡
	色麻	色麻郡に同じ
郡名	玉造	下総国匝瑳郡 同国植生郡
郷名	府見	
	玉造	玉造郡に同じ
	信太	常陸国信太郎 駿河国志太郡

第3表 (2)

郡名	志太	常陸国信太郎 駿河国志太郎
郷名	酒水	
	信太	玉造郡志太郷に同じ
郡名	長岡	
郷名	長岡	
	溺城	
郡名	新田	黒河郡新田郷に同じ
郷名	山沼	
	仲村	相模国餘綾郡 武蔵国男衾郡 同国賀美郡 同国秩父郡 下総国匝瑳郡 常陸国鹿島郡
	見沼	
郡名	小田	上総国植生郡
郷名	小田	同上
	牛甘	
	石毛	
	賀美	賀美郡に同じ
郡名	牡鹿	
郷名	賀美	賀美郡に同じ
	碧河	

4 薩摩国の柵と柵戸と郡

薩摩国に柵という施設が造られ、柵戸が存在したことが史料上明らかなこと、この施設や人間集団の性格が、東北辺のそれと共通することは既述した。

この国への柵戸が肥後国民を中心にして、国内の最重要地、高城郡が形成された地域に移配されたと考えられることは、既に指摘されているが、その中心的根拠は、『和名類聚抄』の高城郡を構成する6郷のうち4郷(合志・飽田・宇土・託萬)が、肥後国を構成する郡のなかの4郡と一致することである。^(註22)

8世紀前半から『和名類聚抄』の編纂段階の10世紀前半まで、薩摩国は13郡で構成されていたと考えられるが、このうち、郡成立当初から通常の令制支配を受けていたのは、他国からの移民の柵戸を中心として建てられた、高城・出水の2郡のみであったと考えられている。このような現象は、辺境地を内包する国には共通のことだったと考えられ、その正式な令制支配が全く行なわれていない状況を打破するために柵戸の移配と柵の設置が行なわれたものと考えられ

る。

5 大隅国の柵と柵戸と郡

714年に行なわれた豊前国民二百戸の移配(第1表3)が、大隅国の中心地域、桑原郡に該当する地域に送られた、との見解は、『鹿児島県史』(第1巻)によって指摘されている。移住先については『続日本紀』和銅7(714)年3月15日条でも記されておらず、推定の根拠はやはり『和名類聚抄』の郡郷名からの判断が中心である。^(註23)薩摩国の例ほど顕著ではないが、柵戸の存在の明確さを考慮すれば、決して無理な推測とは言えないと思う。

6 日向国の柵と柵戸と郡

薩摩・大隅両国の母体となったと考えられる日向国にも766年の段階で、柵戸が存在したことは確かである。辺境の国を分国した例としては、北辺の出羽国の地域を含んでいた越後国をあげることができる。出羽建国(712年9月)によって領域の確定した越後国内に、移配された柵戸を中心にして建てられた郡があったことは、既にみた通りである。大隅国の場合も柵戸の存在が明確なことから、その柵戸を中心に形成された郡の存在した可能性が認められると思う。

『和名類聚抄』に記載されている郡郷名からは、第4表のように那賀郡の4郷中3郷が西海道諸国各郡の郷名と、諸懸郡の8郷中2郷が肥後国の郡名と一致することがわかる。これが柵戸に直結するとは断言できないが、その可能性の指摘だけはできるのではないかと思われる。

第4表 日向国那賀郡・諸懸郡の郷名対照一覧

那賀郡の郷名	西海道諸国の一致する郡郷名
夜開	筑後国三瀨郡・豊後国日高郡・肥後国山鹿郡・同国菊地郡
新居	筑前国席田郡・筑後国下妻郡・肥前国高来郡
田嶋	なし
物部	筑後国生葉郡・筑前国三根郡
諸懸郡の郷名	西海道諸国の一致する郡郷名
財部	筑前三根郡
縣田	なし
菰(低)生	なし
山鹿	肥後国山鹿郡・筑前国遠賀郡
穆佐	なし
八代	肥後国八代郡
大田	なし
春野	なし

V おわりに

本稿でこれまで述べてきたことをまとめると、おおよそ次のようになる。

- 1 古代の辺境地には、重要地域と目される所に柵と称される施設が、8世紀前半までには設置されていたと考えられること。
- 2 柵は基本的には、柵戸の中心施設として恒常的に機能し、国家の辺境地政策の拠点として、時として兵士、兵器・軍糧の集積地として使用されたこと。
- 3 二百戸を単位とする移民集団である柵戸が、8世紀前葉(810年代)に辺境地に送られたこと、またそれ以前にも同様の政策がとられた可能性があること。
- 4 柵戸の移配が辺境地域に令制郡を生み出し、周辺の辺境民とは異なる正式の令制支配が柵戸には行なわれていたと考えられること。
- 5 以上のことは、国家の辺境地政策の一環として、東北辺に限らず、西辺にも同様に行なわれたと考えられること。

従来、西辺の柵や柵戸の存在が、東北辺のそれと同一の視点から論じられなかった要因の1つに、或いはことさらとりあげることまでもなく同様のもの、という見通しがあったかもしれない。しかし、このような検討をせずにその存在の事実だけから、東北辺の柵・柵戸論に援用するようなことは慎むべきと考えられる。

国家の地方支配・辺境地支配の方法の一端として、北と南の完全に離れた地域に同じ政策を国家が実施したことは、ほぼ明らかにし得たと思う。しかし、辺境地・辺境民に対する同時期に平行して行なわれた政策との関り合いや、この政策実施後の展開などについては、何一つふれることができなかった。今後の課題として、ひとまず擱筆したい。

註

註1 工藤雅樹氏「多賀城の起源とその性格」(『古代の日本8東北』所収1970年刊)、虎尾俊哉氏「律令行政の諸相」(『古代の地方史6奥羽編』所収1978年刊)、平川南氏「律令制下の多賀城」(『多賀城跡政庁編本文編』所収1982年刊)など。

註2 蝦夷に関しては、高橋富雄氏『蝦夷』四一「内国における俘囚問題」(1963年刊)、工藤氏註1前掲論文、平川氏註1前掲論文などがあり、隼人に関しては、中村明蔵氏『隼人の研究』第1章「熊襲と隼人をめぐる諸問題」1977年刊がある。

註3 隼人に関しては、中村氏註2前掲書第7章「隼人の朝貢をめぐる諸問題」があり、蝦夷・隼人双方に関して今泉隆雄氏「蝦夷の朝貢饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収1986年刊)がある。

註4 この記事で記されている、郡・大領・小領をそのまま当時使用されていた、評・評督・助督などと読み換えるだけでいいかという問題はありますが、ここで柵造と郡司が叙位された位階から

ほぼ同格の職務上の地位と考えられること、淳足柵造大伴君稻積と淳代・津軽郡領たちの各個人名との明確な相違から、柵造は移配されて柵戸集団の首長的役割を担う立場にあり、郡領はそれぞれ蝦夷集団の首長層と考えられることは否定し難いと思われる。

- 註5 条文中の「自餘諸柵依舊鎮守」からそのように判断できる。ただし、自餘諸柵が兵士の分配された玉造等5柵に含まれる柵に限定され、その分配された兵士によってのみ鎮守されたと解釈することも可能で、すべて臨時的な措置と考えるならば成立しない可能性もある。しかし、Aの史料から明らかなように兵庫垣・筑紫城と同様に侵入を厳禁し、国郡倉庫や三関門の鑰の窃盗と同じ扱い(罰則)をうけると規定されている施設である柵に、常に守備(監視)の兵士が何名か配置されているという状況は、不自然ではないと思われる。
- 註6 条文中、由理柵に関して「居賊之要害。承秋田道。」とあることから明らかであろう。
- 註7 高橋崇氏「柵」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収1986年刊)で柵戸を100戸単位としている。
- 註8 第1表3～8までのうち問題となるのは、4・7の出羽柵であるが、6と7は同一記事の可能性のあることから、出羽国と出羽柵戸も同じ解釈とも考えられること、出羽国内の柵を総称して出羽柵と表現したとも考えられること(律に「筑紫城」「陸奥越後出羽等柵」という表現がみられ、これらはそれぞれの領域内の城・柵の総称と考えていいと思われる)などから国単位と推定する。
- 註9 中村氏註2前掲第6章「律令制と隼人支配について—薩摩国の租の賦課をめぐる—」ただしこの中の柵に関する考え方には従えない。柵は隼人十一郡との境界線に沿って構築されたのではなく、柵戸が送られたと推定される地域の中心地の要害之地に建てられた施設と考えたい。
- 註10 令の条文は「凡辺遠国。有夷人雑類之所。応輪調役者。随事斟量。不必同之華夏。」とあり、国家自体が辺遠国に関して例外規定を認めており、例外規定も令制支配の範囲内に入ってしまうが、柵戸は基本的に「華夏」と同じ支配を受けたと考えられ、そうした普通の令制支配のことをここでは、辺遠国条によらない律令の支配と表現したものである。
- 註11 平川南氏「古代東北城柵の特質について—建郡との関連を中心として—」(『東北歴史資料館研究紀要』第4巻1978年刊)、高橋崇氏註7前掲論文の中でも扱っている。
- 註12 『続日本紀』大宝2(702)年3月17日条、米沢康氏「大宝2年越中四郡分割をめぐる」(『信濃』32-6)で、ここで分割された郡を頸城・魚沼・古志・蒲原の4郡としており、これが妥当であれば、私見は成立しない。今後さらに検討してみたい。
- 註13 『和名類聚抄』による郡郷名の比較による。なお蒲原郡の郡名は駿河国廬原郡と同国富士郡の蒲原郷と一致する。
- 註14 647・8年段階で柵戸の移配を行い得るとすれば、少なくとも越・信濃両国の柵戸の対象となった人民には、中央政権による強力な支配が及んでいることを想定しなければならず、当時の社会、政治の情勢から柵戸の移配が可能なのかどうかということに関する疑問であるが、これに答え得る見解はまだもていないため、疑問のみ提示してしまうことになってしまった。『斉明紀』の柵造の存在からすれば肯定してもいいのかもしれない。
- 註15 ここで掲げた『続日本紀』の条文は「出羽柵遷置於秋田村高清水岡。」と「又於雄勝村。建郡居民焉。」との2つの部分に分けることができる。前者は秋田平野に、後者は横手盆地に対する柵の設置と柵戸の移配の事実の反映とみるのが私見である。詳細は別の機会に譲り見通しだけをここで示すことにする。まず秋田平野への柵の設置と柵戸の移配のうち、柵の設置については本条文に明記されており全く問題はない。ところで柵の設置と柵戸の移配はセットで考えられるということについては記述したが、本条のように柵を遷置することが可能だった背景には、

秋田村高清水岡周辺が、交通上の要衝で要害の地にあることと同時に、柵戸集団が定住できる状態にあったことを考えねばならない。秋田村高清水岡という記載方法、つまり村よりも細かい地名が明示されていることは、既にこの地域が国家によって十分に把握されていることを物語っており、その把握は、733年よりも前に行なわれた柵戸の移配によるところが大きいと考えられる。この柵戸集団を中心に高清水岡に建てられた施設が、遷置された出羽柵だったと考えたい。

一方、雄勝村のどこかの地域に建てられたとする郡については、関口明氏「古代東北における建郡と城柵—出羽国雄勝郡を中心に—」(『続日本紀研究』202号1979年)によって、733年段階の郡と『続日本紀』天平宝字3(759)年9月26日条の雄勝・平鹿2郡の建郡記事との関りについて、先学の研究史をふまえた上で論述されている。私見では、先述したように733年段階の「建郡居民焉」を柵の設置と柵戸の移配と考えているので、関口氏を含めた諸先学の見解に従うことはできない。私見の前提には、柵戸の移配や柵の設置は必然的に令制郡の設置につながる、との見通しがある。「建郡居民焉」の建郡は文字通りの建郡とともに、その郡の中心拠点となる施設(郡家)の施設をも意味していると考えられ(大町健氏「律令制的国郡制の特質とその性質—古代国家の領域的人民支配—」(『日本史研究』208号1979年参照)、居民は律令国家民の雄勝村への配置と考えられることは、『続日本紀』天平9(737)年4月14日条の中の出羽国守田辺難波の言として記されている、「軍を發して賊地に入ることは、俘狄を教諭し城を築きて民を居かんが為なり(後略)」の「築城居民」と先の「建郡居民」との共通性から推測できるのではないのだろうか。築城と建郡はここで居かれる人民集団の支配拠点となるべき施設と考え得るし、俘狄を教諭して民を居くと言っている以上、この居民は在地民のことではなく、律令国家民(百姓)であると考えられるのではないだろうか。律令国家の辺境地支配の方式の1として、施設としての柵を造り、200戸単位の人民集団を送り込むという施策のあること、そしてこれが令制郡の設置に直接的に関るということは、本論中で述べているが、「建郡居民」「築城居民」とされる、830年代の国家によるこの政策は、「建(築)柵居民」というように文字を換えても、時期が遡るだけで意味の大きな変化はないと考えられる。以上のような考え方から、733年の雄勝村の建郡記事は、横手盆地全域を漠然と指している雄勝村のごく一部の地域に、施設を造り人民集団を送ることによって建てられた郡だったと推測する。759年に初めて置かれたとする雄勝・平鹿2郡と7駅については、733年の段階で建てられた郡の存在と759年に完成した雄勝城の果たす役割を十分に考慮した上で検討されるべき問題であろう。

註16 出羽国を構成する郡のうち、陸奥国から移管された置賜・最上の2郡と最上郡から分郡された村山郡を除いても、雄勝郡の大津郷・中村郷や平鹿郡の大井郷・邑知郷それに河辺郡の中山郷・邑知郷に関しては東海・東山・北陸道諸国の郡郷名との一致がみられる。一応除外した置賜・最上・村山の3郡を構成する郷の中にも三道諸国の郷名との一致は複数認められるので、結果的に『和名類聚抄』の中で郷名の一致を見出せなかったのは秋田郡のみということになる。

註17 雄勝・桃生・覚鯨の3城については、『続日本紀』中に柵と明記されているという事実がある。しかし、雄勝城・桃生城が柵と記されているのは柵戸の記事を除くと、それぞれ1例づつしか見られず、基本的には一貫して城と国家が把握していたことは明らかであろうと思われるし、また覚鯨城(柵)に関する記載は、『続日本紀』宝龜11(780)年2月2日条と同月11日条、3月22日条の3回しかなく、このうち2月の2回の記事は、雪消えの時期(3・4月)を待って覚鯨城を造る計画のあることを示しており、その計画を実行しようとした3月22日の段階で、いわゆる伊治公皆麻呂の乱が起きて、陸奥辺境支配の最大拠点の多賀城まで焼けたことが記されてい

る。この後覚繫城の名が史料上一度も見えないことは、具体的な造営工事は行なわれなかったのか、仮に行なわれたとしてもごく初期の段階で中止されたとみるのが妥当と考えている。本稿で主題として考えているのは200戸を単位とする人間集団である柵戸と柵についてであり、既にみたように雄勝・桃生などの城とそこに送られた人単位の柵戸とは、基本的に相違すると考えているので、ここでは除外した。

註18 工藤氏註1前掲論文、ただし丹取郡を中心とする地域が、後に分割されて小規模な郡の集まりとして再編成された姿が黒川以北の10郡なのである、とする見解や黒川以北の10郡と『薩摩国正税帳』の「隼人一十一郡」とを重ね合わせる考え方には従えない。黒川以北の11(10)郡の成立についての私見は本論中にある。また、「隼人一十一郡」とは、中村氏前掲書註9論文で述べられているように、隼人集団の首長層が郡司になっている小規模郡の集まりで非律令的性格を有していたと考えられるのに対し、黒川以北の10郡は柵戸を中心にして形成された令制郡の集まりと認識できることから、黒川以北10郡に相当するのは、「隼人一十一郡」以外の2郡と考えるべきであろう。

註19 742年段階で「部下黒川以北十一郡」と11郡の存在が確認できるのに対し、770年以降は「黒川。賀美等一十郡」というように10郡になる。この間に減った郡を丹取郡と想定したい。おそらく隣接した郡(玉造郡が妥当か)に併合されたものであろう。この地域の郡の併合例としては『日本後紀』延暦18(799)年3月7日条の「陸奥国富田郡併色麻郡。讃馬郡併新田郡。登米郡併小田郡。」がある。

註20 大崎盆地に丹取郡が建郡された713年以前に、数郡が存在していたとする見解は、既に平川氏註1前掲論文があり、主に考古学の知見からその可能性について示唆したものに、進藤秋輝氏「多賀城をめぐる諸問題」(高橋富雄編『東北古代史の研究』所収1986年刊)がある。

註21 伊東信雄氏『多賀城跡調査報告Ⅰ—多賀城廃寺跡—』(1970年刊)の中で既に指摘されている。

註22 井上辰雄氏「薩摩国正税帳をめぐる諸問題—隼人統治を中心として—」(『正税帳の研究』1967年刊)

註23 井上氏註22前掲論文

内村遺跡出土土器と住居群の変遷

小林 克

I はじめに

昭和12年の山内清男博士による縄文土器の編年大綱のなかで、その位置づけが明らかにされた大木9式、大木10式土器は、言うまでもなく、東北地方南部(陸前)の縄文時代中期後葉を代表する土器である。秋田県は県の北部が、山内博士が昭和12年段階では縄文時代中期後葉部分を未決定のまま留保した東北地方北部に含まれ、奥羽山脈によって太平洋側とは地理的に隔絶した位置にある。しかし、このように仙台湾から遠く離れ、東北南部との土器様相の違いも認められていた地域であっても、比較的早い時期からこの両型式名は用いられ、県内出土の縄文土器変遷の流れの中での位置づけの検討と、他地域の出土資料との対比が試みられている。

昭和35年の『秋田県史考古編』の中で大和久震平氏は、三又清水、仙北・大面など3点の大木9式土器と、仙北・同心坊清水の大木9式並行土器1点、仙北・小山田出土とされる大木10式土器1点、それと県北部の円筒土器分布圏で円筒土器に後続する大木9式期並行土器として能代・相染森遺跡出土土器1点を図示している^(註2)。これらの資料は掲げられた図を見ても断片的なものであるが、一応、大木9式土器については渦巻文の退化すなわち流動化、楕円形沈線が囲む斜行縄文の浮文化、磨消縄文の多用、また大木10式土器については磨消縄文の発達、区画文内部の撚糸文の多用と、それぞれの型式の特徴と推移が述べられている。

次いで昭和42年『秋田県の考古学』の中で豊島昂氏は、大木9式土器に比定される県内資料は断片的なものばかりであるとして具体的に言い及ばなかったが、大木10式土器については、袖野遺跡、ワプロ台遺跡の2点の資料を挙げてその特徴を述べられている^(註3)。豊島氏はこの2点の資料のうち、袖野遺跡出土土器について「関東地方後期初頭の称名寺系土器」への比定の可能性も考慮されている。豊島氏がどのように「称名寺系土器」と大木10式土器との関係をとらえていたかは、氏自身も「・・・併出の他の土器の様子が不明であるため、積極的にいい切ることができない。」と述べているように、定かではない。資料蓄積の進んだ現在の知見からすれば、図示された資料は大木10式土器の新しい一部分を占める土器であるように見受けられる。『秋田県の考古学』は、吉田格氏によって称名寺貝塚の報告がなされた7年後に刊行されているが、

このころの関東地方では称名寺式土器の存在は広く確かめられていても、まとまった資料に欠けていたらしい。^(註4)この数年後には、称名寺式土器の独立した型式としての存在が疑問視されはじめ、加曾利E式末期の土器や堀之内I式土器との併存が考えられるようになったといわれる。^(註5・6)一方、東北地方では大木9式土器についての細分案が示されはじめていたものの、^(註7)大木10式土器については資料的にも少なく、まだその気運の興っていない時期である。豊島氏の袖野遺跡出土土器への評価、すなわち大木10式土器の範疇でとらえながらも関東地方の後期初頭の土器型式に比定する見方は、東北地方での大木10式土器の型式把握が不十分な時期に、関東地方の未だ定まらない編年観を受けてなされたもののように思える。しかし、同時にそうした状況下で数少ない県内資料から、大木10式土器の細分の可能性を認めたものと受けとめることもでき、県内の研究も少しずつながら新しい段階へ進みつつあったことを教える。このような豊島氏の見識と土器型式把握のための積極的な姿勢は、現在なお範として余りあると言えるであろう。

『秋田県史考古編』『秋田県の考古学』とも、昭和40年代前半までのごく限られた県内資料をもとにまとめられている。この後、40年代後半のころから、次第に大規模調査による大木9式、大木10式期の資料が増加し、資料のまとまりが遺跡単位で把握可能になる。こうした状況は現在もなお継続しており、雄物川流域だけをとっても多くの遺跡が調査されている(第1表)。大規模調査での資料増加は単に当該時期の土器の量的な面に現れただけではない。それと共に多くの遺構が調査され、とりわけこの中期後葉の住居跡の数は、県内縄文時代各期のなかでも突出したものになった。このような状況を生み出した遺跡には、平鹿郡増田町梨ノ木塚遺跡、^(註8)仙北郡千畑町内村遺跡、^(註9)秋田市御所野台地遺跡群(坂ノ上A遺跡、^(註10)坂ノ上E遺跡、^(註11)下堤E遺跡、

第1表 雄物川流域の縄文時代中期後葉の遺跡と住居跡軒数

遺跡名(所在地)	支流名	軒数	遺跡名(所在地)	支流名	軒数
道地(山内村)	成瀬川	5	湯ノ沢C(秋田市)	岩見川	6
内村(千畑町)	丸子川・釜淵川	31	湯ノ沢D(〃)	〃	8
黒倉B(田沢湖町)	玉川	4	湯ノ沢H(〃)	〃	3
東高野(神岡町)	玉川・雄物川	1	下堤B(〃)	〃	5
米ヶ森(協和町)	荒川	9	下堤G(〃)	〃	1
駒坂袋I(雄和町)	雄物川	2	下堤E(〃)	〃	28
鹿野戸(〃)	〃	1	下堤F(〃)	〃	18
餅田沢II(河辺町)	岩見川	3	坂ノ上A(〃)	〃	1
石坂台I(〃)	〃	3	坂ノ上E(〃)	〃	36
石坂台II(〃)	〃	1	坂ノ上F(〃)	〃	6
石坂台VII(〃)	〃	1	地藏田B(〃)	〃	32
石坂台区(〃)	〃	3	地方(〃)	〃	15
松木台III(〃)	〃	3	台A(〃)	〃	6
風無台I(〃)	〃	2	台B(〃)	〃	1
湯ノ沢A(秋田市)	〃	1	野畑(〃)	〃	8
湯ノ沢B(〃)	〃	17			

(註12) 下堤F遺跡、(註13) 湯ノ沢B遺跡、地蔵田B遺跡、(註14) 台A遺跡など)、(註15) 北秋田郡比内町本道端遺跡、鹿角市天戸森遺跡、(註16) 北の林II遺跡(註17)などがある。そして、こうした中期後葉の集落遺跡の調査によって、ようやく秋田県内の大木9式・大木10式土器およびそれに並行する土器の研究にも、出土地点の確かさという資料の質的側面での保証が得られたことになる。

現在のこのような資料集積の状況は、縄文時代中期後葉を対象とした研究に二つの方向性を与える。まず昭和50年代以降、おもに南部の太平洋側を中心に進められてきた中期後葉の土器編年の作業に、北部日本海側の地域も組み入れることである。これには昭和12年の山内博士の編年大綱で明らかにされ、その後土器以外のより広範な文化細目の違いとしても鮮明にされつつある、縄文時代早前期以来の東北地方北部と南部の土器様相の違いも、地域性の問題として当然視点に据えられるであろう。加えて先史・原史を通じて頻繁に交流の行われた北陸地方との編年関係も重要になろう。そしてこの日本海側の縄文時代中期後葉の土器型式とその編年に対する認識が得られた時点で、研究段階は次の方向へ向かい、土器型式を指標の一つにした個々の集落跡の構造分析と復元作業へ進展する。これにはより細分された時間尺度としての土器型式の概念が用いられなければならないことは勿論であるが、時間・空間の尺度、あるいはそれによって規定される集団表徴としての土器型式とは別の概念も必要となってくるかも知れない。(註19・20) 無論、この中期後葉の集団そのものを研究の対象とし、その様態を浮き彫りにするためには、ひとり土器のみばかりではなく、他の様々な遺物やその出土状態から得られる情報も動員されなければならない。さらに、巨視的に言うよりはこうした作業の最終段階として、いわゆる「ロング・ハウス」から円形基調の「複式炉」をもつ住居へ、さらにそれを失う住居へという中期中・後葉から後期初頭の住居形態にも示される歴史的变化や、地域を異にする「敷石住居」分布圏との相異についても、集団構造の差異を鍵にして接近可能となるであろう。

小稿では、このような展望に立ち、その最初の一步として現在まで蓄積された資料のなかから、県南部の内村遺跡出土土器の変遷を関連する資料を加えて型式学的に吟味し、併せて集落跡としての住居群の変遷過程をたどる試みを行うものである。

II 大木9式・大木10式土器研究の現状

内村遺跡出土土器への具体的検討に入る前に、現在の大木9式・大木10式土器研究の状況を押さえておきたい。大木9式・10式土器の研究史は深く、最近では全東北を対象として集落分析・住居構造分析もからめて行われるようになってきているが、(註21) ここでは昭和55年と56年に相次いで発表された(註22) 丹羽茂氏と(註23) 柳沢清一氏の研究に焦点を当ててみたい。

丹羽氏は宮城・福島両県の遺跡出土資料を標式資料に用いて、大木9式土器を2段階、(註24) 大木

10式土器を4段階に細分する。各々の型式の内容は、深鉢形の器形や、縦位渦巻文、楕円文、「 \cap 」文、上部反転「 \cap 」文、波状文、連結「S」状文などの術語によって言い表される文様で説明される。細分型式を設定しその内容を説明するにあたって、丹羽氏は基本的に2本の柱を据える。まず第一に資料の遺跡毎ないしは遺構毎のまとまりを重視し、その根本を崩さない。文様や器形に系列上の変化が認められる場合であっても、一括した資料であるかぎりそれらを敢えて分離せず、共伴する土器群中の新旧両様相を示す個体の併存は、その土器群を一括して他の土器群と比較する際の、相対的な新旧関係を裏付ける事実として了解されている。^(註25)第二に東北地方南部の中期後葉の土器は一貫した系統性を保つという認識に立ち、各細分型式はその文様構成原理の一連の変化——縦から横、さらにそれに加えられる制限——を表したものととらえられている。丹羽氏のこのような型式理解の方法に基づいて提示された各細分型式はきわめて分かり易く、明解である。

柳沢氏の型式細分は丹羽氏と対照的に行われる。氏は大木9式土器については基本的に林謙作氏の3分説を支持する。^(註26)そしてこの大木9式の最も新しい段階と、山内博士の設定した大木10式土器の間を埋めるものとして、「上原式」を設定する。「上原式」自体も3段階に分けて説明され、後続する大木10式土器は、4ないし5系列の文様変遷と描画法の変化、文様帯および描線の消長、付加的に施される装飾要素の採用と消滅、器形の変化などによって、5段階に細分されている。柳沢氏の型式細分の方法には、東北地方縄文時代中期後葉の土器変遷を、他地域と連動した動態としてとらえようとする特徴がある。土器群の変遷を証明する層位的な事実は、そのまま細分型式の設定に結び付かない。層位的な事実の組み合わせにより一旦変遷の見通しが得られれば、それを枠組みとして、個々の土器から抽出される文様系列、器種系列に分解したうえで具体的変遷の再構築を試みる。このような方法によった結果、氏の細分型式はその内容が明らかにされるというよりも、内容の変遷と変節点が強調される。例えば「上原式」は、大木9式土器、大木10式土器とは文様系列の上で明らかに分節された「一系統の連続」と認められて、型式設定が行われている。さらに細分型式を動態として把握しようとする氏の姿勢は、加曾利E3式、加曾利E4式との相互影響を、細分型式変遷の変節点の中に認めようとするにも現れている。「上原b式」のS字文系土器の関東・東海地方への流入、「上原c式」と加曾利E3式末期の文様表現の共通性、「上原c式」から大木10式への——すなわち氏の言う「アルファベット文」土器から「アルファベット連結文」土器への——変節点における加曾利E4式初期の土器の影響などがそれである。

丹羽氏、柳沢氏の型式細分をたとえれば、それぞれdigital、analogに行われたと言うこともできるであろう。丹羽氏の細分型式が層位的な裏付けによって明確であり、柳沢氏のそれは個々の内容において複雑でありながらも優れて分析的で、東北・関東地方の土器変遷のダイナミ

ズム把握を指向して成果を上げたものと言って良いであろう。

大木9式・大木10式土器の細分は両氏いずれをとっても、東北南部、宮城・福島両県の資料を中心にして行われているが、この両氏の研究以後、東北北部を対象にした成田滋彦氏や本間宏氏の研究が発表されている。成田氏、本間氏の研究は東北北部の中期末から後期初頭の土器様相を論じたものであり、秋田県内の当該時期の土器理解にも大きくかかわる。また県内資料の増加は前述したとおりであるが、隣接各県での資料蓄積もめざましく、最近では岩手、大迫町・観音堂遺跡の良好な資料が公にされ、中村良幸氏による詳細な分析もなされている。いずれこのような研究や関連する資料に対しても、さらに注意を重ねていかなければならないと考える。

III 内村遺跡出土土器の検討

内村遺跡の住居群の変遷をたどる作業はV章で行うが、その前に土器群の変遷を見ておきたい。内村遺跡の出土土器の検討を行うにあたっては、丹羽、柳沢両氏の土器変遷観の多くを措定された基礎事項としておこなった。両氏の型式細分の姿勢は先に述べたように対照的でそこから生じる認識の差もあるが、少なくとも内村遺跡出土土器が関係するような変遷については両氏ともその基本的な流れの把握は同様になされていると推察したからである。

以下に、土器観察から得られる幾つかの事項とあわせて、私見を交えながら確認してゆきたい。この作業には県内出土の他遺跡の資料も用いる。

1-1 単位区画文について

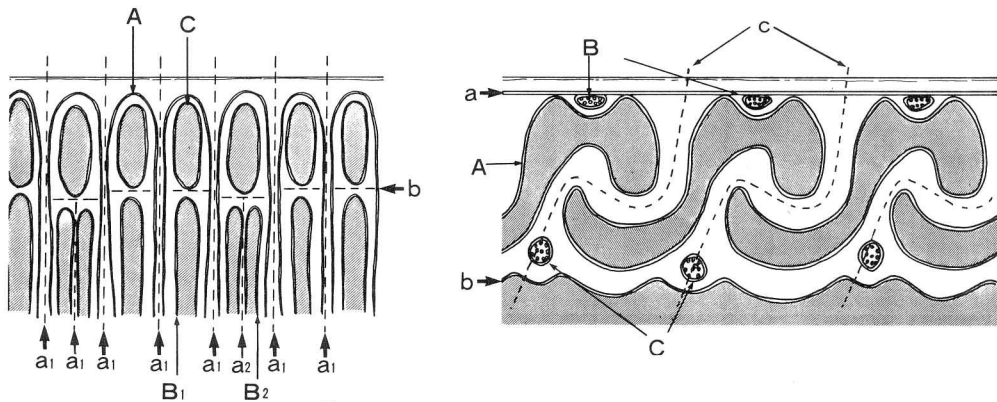
中期後葉の土器について見る限り、施文される文様全体は、縄文・刺突・沈線・隆線・貼付文などの描画手法を組み合わせる区画文で構成されている。小稿で用いる逆「U」字状懸垂区画文、横位「S」字状区画文や丹羽氏の言う「∩」文、「C」文、柳沢氏の言う各種のアルファベット文はこれにあたる。これらの区画文は器面に施される文様を、意識されて描かれた「かたち」として見た場合その構成要素であるが、それ以上に分割することは、文様を縄文、刺突などの描画手法に分解することになる。したがって、区画文は最小の単位文様である。

中期後葉の土器に単位文様として描かれる区画文——以下、単位区画文と呼ぶ——は、幾つかの性質をもっている。

まず単位区画文自体にも、器面を幾つかの描画面に分割して描かれる文様と、おもにそうして描かれた文様の隙間に充填的に加えられる文様とがある。前者を「主単位区画文」、後者を「副単位区画文」と呼ぶことにしたい。主単位区画文には先にあげた逆「U」字状懸垂区画文、

縦位楕円文、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文などがあり、副単位区画文には刺突文充填の円形文、矮小化した「C」字状区画文などがある。これらの文様を用いた描き方には、主単位区画文だけで構成する場合と、主単位区画文と副単位区画文が組み合わせられる場合とがある。主単位区画文と副単位区画文とが組み合わせる例には、第7図-5,6のように、後者が前者に組み込まれ、一体となって描かれるものもある。こうした場合は副単位区画文は主単位区画文の描かれた後の残りの空間に充填されるのではなく、後述する「分割指示線」とともに、主単位区画文の割り付け位置を指示する積極的な役割を担っている。また、主単位区画文と副単位区画文との区別が不明瞭である場合（第4図-3、第8図-1,2）もある。さらに本来各々が独立しうる主単位区画文であるのだが、両者が「組み合わせ」により副単位区画的に對に描かれて1単位となる場合（第3図-3）や、一方の単位文様が他方の一部と「連結」することで、1単位の中に主単位区画的な部分と、副単位区画的な部分が生じる例（第7図-3）もある。

単位区画文が器面に割り付けられるとき、様々な工夫が凝らされる。まず割り付けに先立って器面が幾つかの縦割りの面に分割される。単位区画文が横位に展開する土器では、文様施文部位の下端が決定される。この段階で一応その大きさと単位数が決まり、割り付けの準備が整ったことになる。



第1図 単位文様の割付

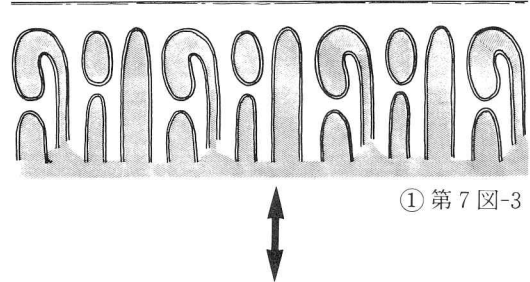
〈「入子構成」の器面分割と単位文様の割付け〉

単位区画文を割付けるにあたっては以下の手順がとられる。縦割りの分割線 a_1 に沿って、分割される空間内に逆「U」字状懸垂区画文Aを割付ける。さらにその内部に水平割りの分割線 b を設け、上下2段の空間内に縦位楕円区画文Cと逆「U」字状区画文 B_1 、 B_2 を割付ける。この際、縦割り分割線 a_1 の分割する空間の2つおきの区画内には、縦割分割線 a_2 によってさらに2分され、逆U字状懸垂区画文 B_2 が振り当てられる。器形との関係を見ると、水平割りの分割線 b が体部最大径部位に一致する（第7図-2）。

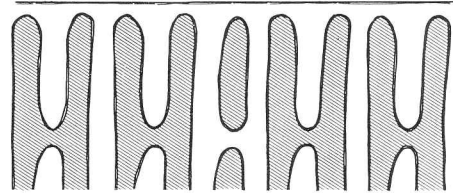
〈「横位S字状区画文」の割付け〉

文様帯区画沈線 a によって口縁部の無文帯部位と体上半部の文様施文部位を区画する。この文様帯区画沈線に沿って副単位区画文の横位楕円文Bを等間隔に配置する。次いで体下半部に分割指示線である波状文 b を、その波頂部が副単位文様円形文Cを背負うように、対にして割付ける。この際、波状文 b の波頂部、円形文C、横位楕円文Bとも対応する位置におかれる。この3つの文様の位置を基準として横位「S」字状区画文Aが割付けられる。主単位区画文である横位「S」字状区画文Aは、副単位区画文B、Cと分割指示線 b の位置を基準にした斜位に配置され、その末端は咬み合う形となる。したがって主単位区画文はクランク状の分割線Cに沿うことになる（第7図-5）。

縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文、縦位渦巻区画文は縦割り面の範囲内で上下に配置されることがある（「組み合わせ」）。この場合には縦割りの面をさらに上下に2分しておく必要がある。また、このようにして分割された空間の上下段いずれかがさらに縦割りに2分される場合もある（第1図-1、第7図-2）。「組み合わせ」による単位区画文では、縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文のセットがさらに別の逆「U」字状懸垂区画文によってくくられることもある（「入子構成」／第1図-1、第7図-2）。他に「入子構成」にセットになった単位区画文には、縦位楕円文中に施される逆「C」字状の区画文（第4図-16）や、同じく縦位楕円文中に施される蛇行沈線文（第4図-15）や、縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文が施される縦割り空間の3列分を一まとめにする「H」字状区画文などの例がある（第3図-1、2、第7図-4）。



① 第7図-3



第2図 単位文様の集約化 ② 第7図-4

（単位区画文の「図と地の逆転」）

①の上部反転逆「U」字状懸垂区画文の構成は、第7図-1のような逆「U」字状懸垂区画文と縦位楕円文+逆「U」字状懸垂区画文の交互配置を基本型とした変異型である。第7図-1のような基本型と①のような変異型を基本として、「図と地の逆転」の操作が行われ、②のような「H」字状区画文が生まれる。これもまた変異型である。図柄（この場合は縄文施文部分）、地文（無文部分）の転換には、各単位区画文上端を開放し、単位区画文間を閉じて行われる。②では、1単位だけ、上下2段「組み合わせ」による縦位楕円文が残される。基本的には18分割された縦割りの面に文様構成されるが、結果的には2種類・5単位の文様が描かれたことになる。

（註31）

横位に展開する単位区画文には、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文、「e」字状区画文などがあるが、これらの文様が割り付けられる際には、文様施文部位の下端に器面を一周する沈線で波頭（状）文が描かれることが多い。この波頭（状）文は、文様施文部位の下端を画するとともに、文様施文部位に縦割りの指示を行うという役割を果たしている。すなわち、縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文、縦位渦巻区画文などは土器面に割り付けられれば、自律的に縦割り面を形成するが、横位に展開する文様では自身にそうした働きがなく、単位区画文単独の施文では割り付けに混乱が生じてしまう（第3図-1、第4図-3, 12、第8図-1, 2）したがって、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文、「e」字状区画文などが規則的に配列するためには文様施文部位をあらかじめ縦に等分割して、文様展開の目安を作る必要がある。波頭（状）文は「分割指示線」として、その上に描かれる横位展開の単位文様に規制を与え、それらを整える働きをしている。このような働きは、土器面を一周するという、横位展開の単位文様にはない分割指示線独自の性質によって達成される。

最後に単位文様と「変異型」について述べる。変異型はおもに「連結」と「図と地の逆転」

によって生じる。

逆「U」字状懸垂区画文にはその変異型として、上部の反転するものがある（第2図-1、第7図-3）。先に主単位区画文と副単位区画文の形成でも触れたが、この変異型は逆「U」字状懸垂区画文とそれにとりあう縦位楕円文とが連結したものと理解できる。また横位「S」字状区画文には、その末端を互いに他のそれとかみ合わせるもの（第5図-5、第7図-5,6）と、自己の渦の中に抱え込むもの（第5図-6,12）とがある。前者の文様構成をとる土器はそれぞれの単位区画文が連結すると連結「S」状文（丹羽氏）、アルファベット連結文（柳沢氏）へ変化するが、後者は「e」字状区画文の開放する側の末端を連結してできたものと理解できる。「図と地の逆転」の基本的な原理は他の時期の縄文土器にも認められるが、中期後葉の土器にも特徴的に認められる。縦位楕円文と逆「U」字状懸垂区画文を縦に「組み合わせ」て1単位とした文様と、1単位の逆「U」字状懸垂区画文を交互に並べて文様全体を構成する土器（第7図-1）は、無文部分がH形の構図をとる。縄文充填の区画文内部（図）とその外側の無文部分（地）との間に逆転が起これば、第3図-2、第7図-4のような「H」字状区画文ができる。

「連結」「図と地の逆転」とも単位区画文に対して共通した作用がある。その一つは単位区画文を集約し単位数を減らす働きである。第7図-1の土器はその単位区画文の種類・数を2種14単位と数えられるが、第7図-4の土器では2種5単位である。第7図-1の土器にそのまま「図と地の逆転」が起きれば1種7単位と、単位区画文の種類・数とも半減する。また第7図-3の上部反転の逆「U」字状懸垂区画文の施された土器では連結した部分を1単位として見れば、その単位区画文の種類・数は3種10単位であり、連結する前の基本型では2種20単位と数えられるから、この場合も種類で2/3、数で1/2の単位区画文の集約化が行われている。またこのような集約化が、第7図-5、6のような土器の単位区画文の連結過程に起こることは、すでに丹羽氏、柳沢氏の見ている通りである。

1-2 施文・調整法（写真図版）

単位区画文の割り付けとかかわって、文様の施文・調整の方法も注意されなければならない点である。

内村遺跡の土器を観察したかぎりでは、土器成形後の文様の施文は以下のようにおこなわれている。

- i 器面への文様割り付け
- ii 縄文・刺突文の施文
- iii 割り付けに沿っての沈線描画
- iv 無文部分の器面調整

ほとんどの土器の文様施文はこのi~ivの手順でなされる。また文様が沈線ではなく隆線によって構成されている例もある（第5図—1, 11, 12, 14~16）が、これも基本的にはこの順序の中のiiiの工程を入れ換えて行なわれる。

i 器面への文様割り付け

文様構成がイメージされて、割り付けが行なわれる。この際、器面をいくつかの面に分割する作業や、文様施文部位、幅の設定が型式のもつ規則に則って行なわれる。器面の分割には副単位区画文、分割指示線、あるいは主単位区画文自身が用いられ、また主単位区画文、副単位区画文の均衡する配置もこの段階で決められる。iiiの段階で上書き、粘土紐貼付けをうけ、またivの段階で無文（化）を徹底するための調整がなされるため、割り付けの痕跡が実際の器面で観察されることはまずないが、粘土表面が柔らかい段階でもあり、たとえば指の腹でなぞって描くようなことで充分と考えられる。

ii 縄文・刺突文の施文

主単位区画文内の縄文、副単位区画文内の刺突文などを割り付けされた中に充填する。縄文の施文は、割り付けされた文様の伸びる方向に沿って原体を転がす。したがって文様に曲線部分がある場合には、割り付けされた区画内に収まるよう頻繁に回転方向を変える（写真図版—5）。また、分割指示線である波頭（状）文の下位では、基本的に縄文原体の回転方向は縦位である。施文される原体は2段のRLの撚紐が多く、これにLRのものが若干混じる。また、3段のRLRの撚紐を用いる例（第5図—10）や、0段多条のRLの撚紐を用いる例（第3図—5、写真図版—4）、1の撚りの撚糸文を施文する例（第6図—2）もある。刺突文は円形文など区画内に充填的に施文されるものでは、先端の円い棒状工具が用いられ、おもに下から上へ向かって器面に斜めに施文される。刺突文にはこの他、沈線描画後、沈線に沿って器面に垂直に施される円形竹管を用いるものや、帯状の無文部分に斜めに施されるもの、沈線の溝底に連続して施すものなどもある。

iii 割り付けに沿っての沈線描画

割り付けに沿って沈線が上書きされる。沈線の断面によれば、施文に用いられる工具は先端の円い棒ないしはへら状のものが多く用いられているようである。この後に無文部分の調整が行なわれるので、あるいはその調整に用いられるものと同じ工具であることも考えられる（写真図版—3）。

隆線で区画文を描く土器では、細い粘土紐が貼り付けられ指ではさみ込みながら断面が三角形になるよう調整する。この際、割り付け内の区画に沿った部分の縄文は、粘土で覆われたり、指頭で消されたりする（写真図版—2）。さらに、調整する指頭の運びで凹線を同時に描く場合もある（第5図—12）。また第5図—1の土器は、波頭（状）文に沿って貼り付けられた粘土紐

の上面が、ヘラ状工具で調整されて一部幅の広い隆帯となっている。

iv 無文部分の器面調整

単位区画文施文後の無文となる部分とその展開する方向に沿って調整する。調整は一部沈線の中にまで及ぶこともある。無文とされる部分が単位区画文部分よりも大きく削り込まれて、単位区画文を浮き出すようにしたもの(第5図-13)や、逆に無文部分に新たに粘土を貼り付けて単位区画文部分を沈み込ませたもの(第4図-10、第5図-1)もある。

文様の施文・調整は概ね以上のように行なわれるが、まれにiとiiの工程が逆になる場合(第5図-2, 3)もある。第5図-2の土器は縄文の原体に器面を上から下まで一括して施文する絡条体が用いられているため、無文部分は施文された縄文上に別に粘土を貼り付けて作られている。また第5図-3の土器では縄文施文部分に対して、あらかじめイメージされた文様構成が無文部分の占める割合の小さなものであるため、逆の工程をとったと考えられる。

1-3 器種・器形について

東北部での縄文時代中期後葉の土器の器種は概して少ない。その中では深鉢が圧倒的な量を占め、これにごく少量の鉢、浅鉢が伴う。注口土器は器形の全体を知ることのできる資料は数少ないが、注口部分の破片の出土例はあるから、鉢、浅鉢と同じ程度には用いられていたものと考えられる。また壺と断定できる器形のものもかなり限定されている。内村遺跡では注口部分の破片、頸部の屈曲部分に付けられた橋状の把手の破片はいくつかあることから、いずれも少ないながら他の器種とともに用いられていたと考えられる。

内村遺跡の深鉢資料には、平縁のもの(第3図-2, 6, 8、第4図-1, 2, 5, 7, 11, 12, 14, 16、第5図-1, 5, 13)と波状口縁のもの(第3図-7、第5図-11, 12)とがある。波状口縁の土器の波頂部は2単位(第5図-11)と4単位(第5図-12)である。これらの深鉢は口縁から体部上半で外側に反り、体部中央から体部下半にかけて膨らむが、器面に施される単位文様との間に相関する関係が認められる。すなわち、比較的古い様相を示す逆「U」字状懸垂区画文や、縦位楕円文の描かれる土器では体部の膨らみが上位にある(第3図-7)か、外反する口縁以下体部下半まで直線的に降りる(第3図-8)。類例として第7図-1, 2をあげることができる。これに対し、より新しい様相をもつ横位「S」字状区画文などの施される土器では体部の膨らみがかなり下位にあり、単位文様は体部上半の幅広い外反部分に描かれる(第5図-5, 6, 10, 12)。そしてこれらの単位文様の分割指示線である波頭(状)文は、この体部下半の膨らみ直下で器面を一周する。類例として第7図-5をあげることができる。

ごく大まかに、縦割り区画の縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文などの単位文様が描かれる深鉢は内湾する例(第7図-3)やキャリパー形となる例(台A遺跡14号住居跡新埴埋設土器)があるものの、概して——恐らくより新しい段階では——体部上位の最大径部分から直線

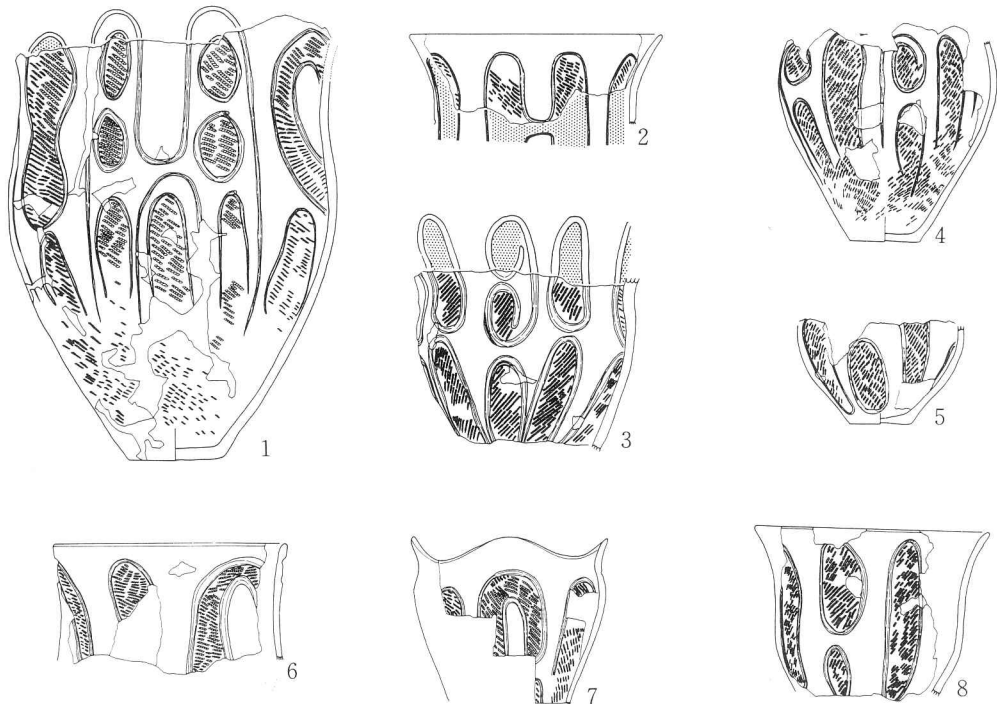
的に降りるプロポーションを、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文、「e」字状区画文など、相当幅の描画面を必要とする横位展開の単位区画文の描かれる深鉢は、体部下半に体部最大径をもつため下膨れのプロポーションを呈する、と見ることができる。

2-1 内村遺跡出土土器の各段階

内村遺跡で検出された合計31軒の住居跡のうち、いくつか重複してみつかった組がある。既に報告書の土器展開模式図でも、住居跡の切り合い関係による新旧関係が矢印で示されているが、それらの中で内村遺跡の土器群をもっとも良く分離する指標は、S I 13、S I 21、S I 22住居跡の炉埋設土器に示されていると言って良いであろう。これらの住居跡の切り合いの関係は、この順に新しい。ここではこれらの炉埋設土器によって、内村遺跡出土の土器群を3段階にわけ、その変遷を文様に重点をおいて跡づけてみる。

内村第I段階（第3図）

S I 13、S I 58、S I 60各住居跡の炉埋設土器、並びに遺構外出土土器のうち、報告書第88図の資料をこの段階に充てる。基本的にこの段階では単位区画文は縦位に構成され、逆「U」字状懸垂区画文（4, 5, 8）、縦位楕円文（1, 3, 8）、縦位渦巻文（3, 4）や、それらの「連結」型である上部反転の逆「U」字状懸垂区画文（6, 7）が描かれる。「図と地の逆転」に



第3図 内村第I段階の土器群

1; S I 13炉埋設土器 2; S I 58炉埋設土器(西側) 3; S I 58炉埋設土器(東側)
4; S I 60炉埋設土器(東側) 5; S I 60炉埋設土器(西側) 6~8; 遺構外

よって「H」字形に再構成された単位文様（1，2）もある。1の土器は単位文様に「C」字状区画文が採用され、かつ「入子構成」に組まれるなど、「連結」「図と地の逆転」など変異型を生み出す操作が行なわれた土器とともに、次の段階への繋りを示す。

内村第Ⅱ段階（第4図）

S I 12炉埋設土器、S I 21炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 23出土土器、S I 29炉



第4図 内村第Ⅱ段階の土器群

1.8.12; SI 34住居跡内 2.7; SI 37 (2炉埋設土器、7南部焼土中)
 3.11; SI 21 (3炉埋設土器、11住居跡内) 4.10; SI (4炉埋設土器、10炉南西側床面)
 5; SI 69炉埋設土器 6; SI 29炉埋設土器 9.16; SI 51住居跡内 13; SI 56炉埋設土器
 14; SI 23住居跡内 15; SI 12炉埋設土器

埋設土器、S I 34出土土器、S I 35炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 37炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 45炉埋設土器、S I 51住居跡出土土器、S I 56炉埋設土器、S I 69炉埋設土器をもってこの段階に充てる。文様の縦位構成が崩れ、単位区画文も第Ⅰ段階の上部反転の逆「U」字状懸垂区画文から変化した縦位渦巻状区画文（1, 2）や、まだ定型化しない段階の横位「S」字状区画文（3）、「e」字状区画文（4）が描かれる。また連続波状区画文（7, 8, 9）は、大きく振幅を繰り返しながら器面を一周するという点で次の段階の波頭（状）文と共通する。この段階で比較的整然とした割り付けがなされるのは、「C」字状区画文（10, 12, 13, 14）や、2重の横位楕円文（11）、「C」字状区画文からの派生が考えられる「入子構成」の縦位楕円文などであるが、前2者では副単位区画文としての円形区画文が主単位区画文の間に配置されて、文様の割り付けを容易にしている。しかし、概してこの段階の主単位区画文は相互に関連する度合いが低く、文様自体の展開方向やその配置もバラバラである。すなわちこの段階では縦位の文様構成の原理が崩され、横位構成の規制が働くようになるまでの間、単位文様の規則的配置を支える構成原理がきわめて弱くなったことが示されている。

内村第Ⅲ段階（第5図）

S I 22炉埋設土器、S I 31炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 50炉埋設土器、S I 52住居跡内出土土器、S I 54炉埋設土器および住居跡出土土器、S I 59炉埋設土器および住居跡出土土器、遺構外出土の報告書第89図1, 2の土器をもってこの段階に充てる。この段階での特徴は、文様割り付けの分割指示線として波頭（状）文が描かれ、単位区画文が整然とした配置をとることである。波頭（状）文、ことに波頭文ではその波頂部が口縁直下まで伸びて、主単位区画的に描かれる場合もあり（1, 2, 3, 4, 10）、そうした類いでは波頭文を描く沈線の運びを変化させて、上下2段の波頭文とする例（10）もある。単位区画文には横位「S」字状区画文（3）、「e」字状区画文（6, 7, 12）、横位の楕円文（13）、二重の横位楕円文（8）がある。前段階で比較的整然と描かれていた「C」字状区画文は、分割指示線によって整理され、「e」字状区画文に発達するか、もしくは矮小化して副単位文様として描かれるようになる（6, 8）。また、前段階までは区画文の描画に沈線のみが用いられていたが、この段階から沈線を広く調整したり、そうした沈線に沿って断面が低い三角形になる隆起線の区画文が現れる（11, 12, 14, 15, 16）。

内村遺跡の住居跡とその複式炉から出土した中期後葉の土器は以上の段階を経てほぼ終息するが、S X 66埋設土器のうち1点は第Ⅲ段階よりも新しい時期の特徴をもつ土器である（第6図—18）。共伴した土器（第6図—17）は第Ⅲ段階でもより新しい部分に属するものかと思われるが、体部の狭い部分の破片であり、確定し得ない。またほかにS I 39住居跡では、頸部に



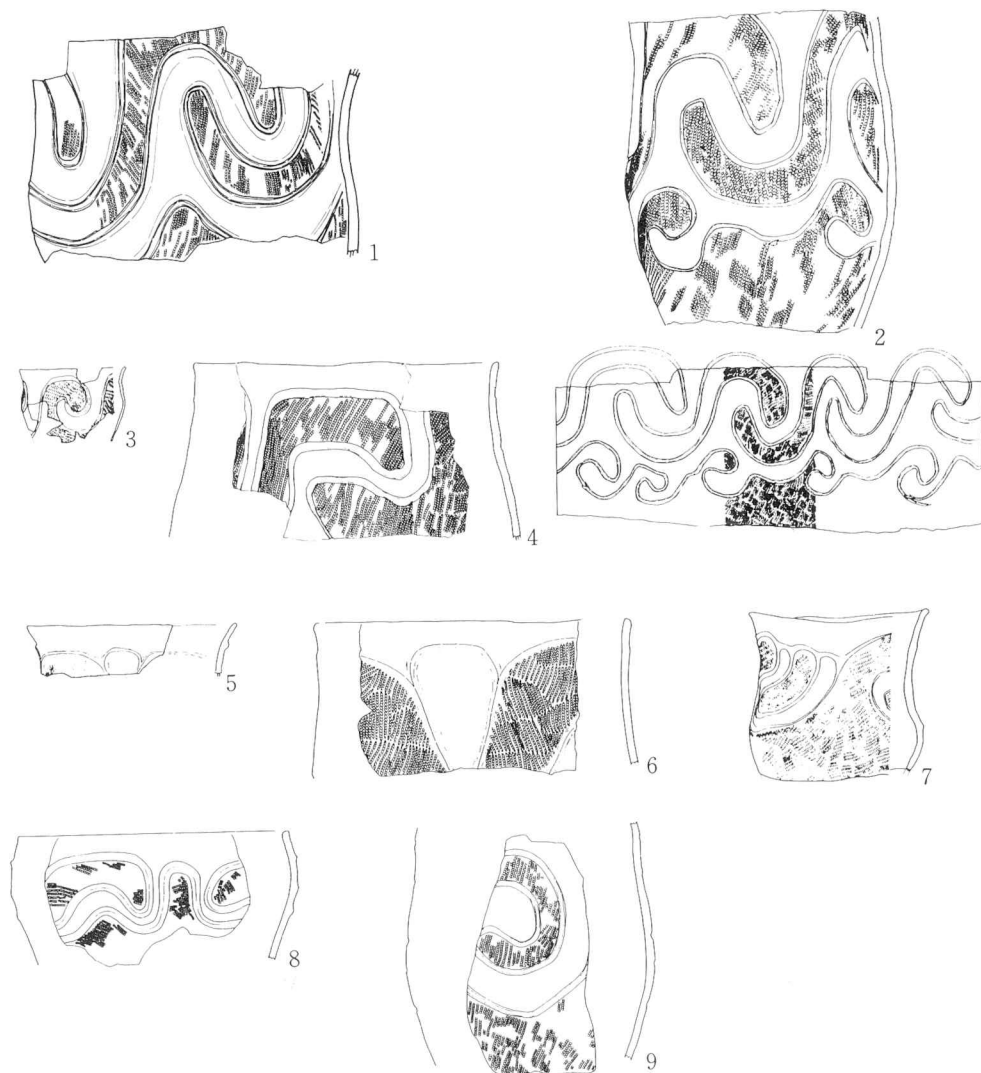
第5図 内村第三段階の土器群・その他の土器

1. 8; SI 59 炉埋設土器 (1 外、8 内) 2. 11; SI 45 炉埋設土器 (2 外、11 内)
 3; SI 31 炉埋設土器 (他 1 個体ある) 4; SI 50 炉埋設土器 5. 9; 遺構外
 6. 7. 12. 13; SI 54 (6 炉埋設土器、7. 12. 13 住居跡内) 10. 14; SI 22 (10 炉埋設土器、
 14 西部床直上) 15. 16; SI 52 住居跡内 17. 18; SX 66 埋設土器 19; SI 39 床直上

刺突列と沈線を巡らし、球形の体部には原体の端を細い撚紐で縛って縦位に回転した複節斜縄文の施される土器が、柱穴の脇から出土している（第7図-19）。これと関連する資料には河辺町石坂台Ⅷ遺跡S I 04^(註34) 竪穴住居跡炉埋設土器や秋田市湯ノ沢B遺跡第7号住居跡炉埋設土器などがある。この種の土器は内村遺跡のⅠ～Ⅲ段階の土器とは明らかに異なり、またⅠ～Ⅲ段階の土器にもなった粗製土器とも違う。今のところ、内村遺跡出土土器の3段階設定に範とした大木9式、大木10式土器とは系統を違える土器と判断するが、ここでは深く立ち入らない^(註35) ことにする。

2-2 内村遺跡の各段階土器と他遺跡出土資料の対比

平鹿郡増田町梨ノ木塚遺跡では、2軒の竪穴住居跡（うち1軒は3回の立て替えを行っている）



第6図 梨ノ木塚遺跡出土土器

がみつかっている。

S I 303 竪穴住居跡炉埋設土器（第6図-1）

報告書中では波状文が横位「S」字状区画文の上にくる位置で実測されているが、須藤氏の訂正するように体部下半の湾曲の具合からしても逆位になるであろう。^(註22) 単位文様は調整された沈線とそれに沿った隆線による、末端のかみ合う横位「S」字状区画文である。器形は体部半ばで膨らみ下半部で急にすぼまる深鉢形である。

S I 307 竪穴住居跡出土土器（第6図-2～9）

この住居跡は3回の立て替えを行なった後の住居跡である。図示された資料は8点ある。複式炉の埋設土器は、調整した沈線で描かれた波頭文上に末端のかみ合う横位「S」字状区画文が加えられている（2）。また沈線で描かれた波頭文が口縁直下まで伸びて施文される小形の鉢形土器（3）や、横位「S」字状区画文の展開が矩形に硬直化してクランク状の区画文として描かれている土器（4）もある。また区画文に隆線を用い、幅広の縄文部分が逆三角形の無文部分をはさみこむような構図をとる土器（5、6）や、口縁下まで波頭文を伸ばし波頭文の頂部と波頭文の間に描かれた楕円形区画文の端も隆起線で結ぶもの（7）もある。深鉢の器形は体部半ばで膨らみ、外反する平縁のもの（3～7）と、キャリパー形の平縁のもの（8）とがある。

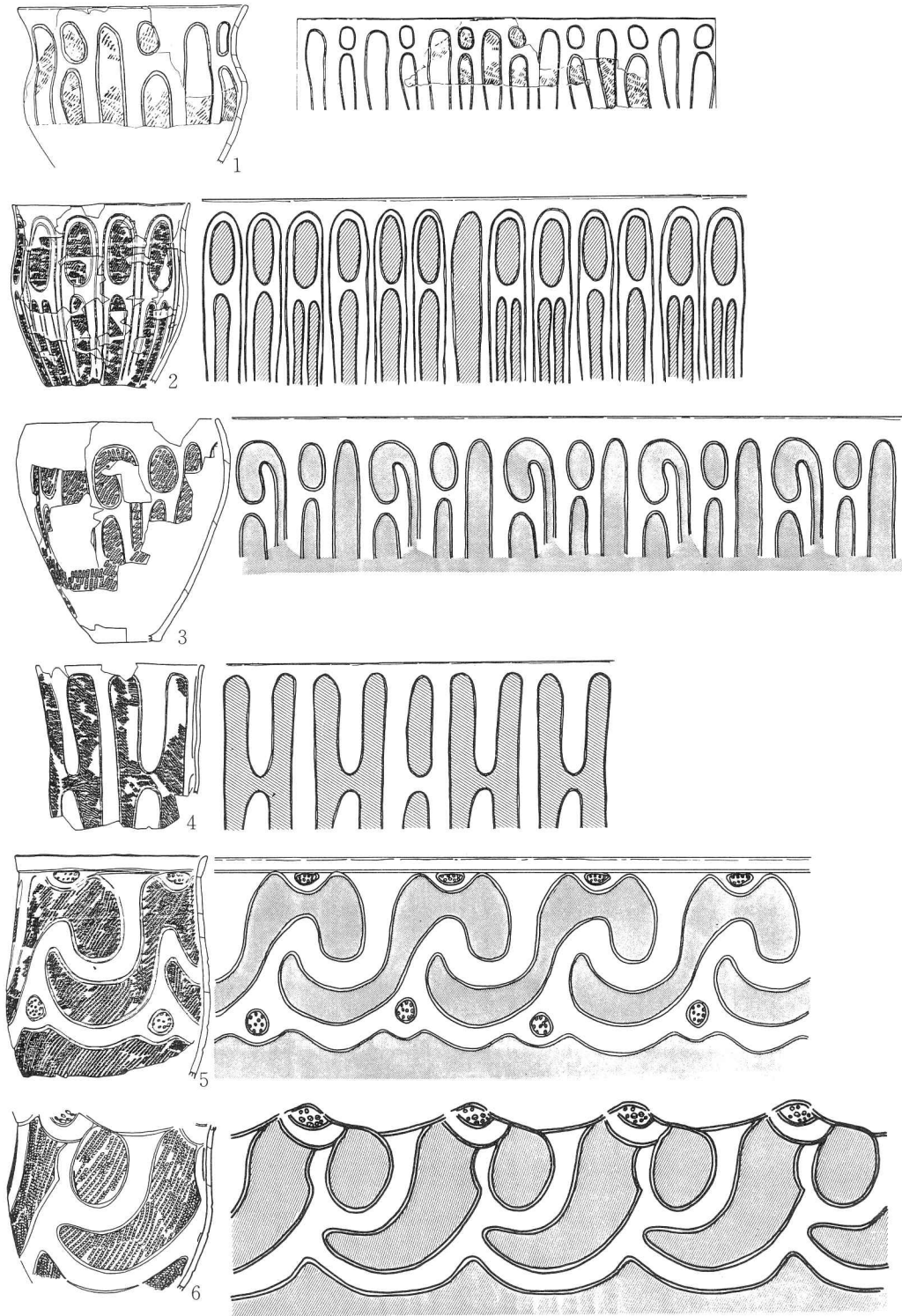
以上の梨ノ木塚例は文様の施文法からは隆線と沈線の2者が認められるものの、構成法や器形からみて時間差は認められない。内村遺跡の例と比較すると一括して第Ⅲ段階の土器群に対比できる。

秋田市御所野台地遺跡群

中期後葉から後期初頭まで19箇所の遺跡があり、総数200軒近い住居跡が確認されている。秋田県内では遺構、遺物とも最もまとまった資料が検出されており、この御所野台地の資料と河辺町七曲台地の資料は県中央部の沿岸地域を代表する資料である。この地域での土器に対する型式学的な検討は、本稿とは別に加えなければならないが、とりあえず、遺跡毎の出土資料のまとまりを内村遺跡の土器群と対比したい。

湯ノ沢D遺跡（第7図-2～4）

中期後葉～後期初頭にかけての竪穴住居跡12軒が検出されている。住居跡内からの土器には貼付けによる渦巻文を施すもの、逆「U」字状懸垂区画文を単位文様とするもの、「H」字状の区画文に再構成されたもの、「C」字状区画文を単位文様とするものなどがある。内村遺跡の土器群と対比すれば、第Ⅰ段階に先行するものから第Ⅰ段階、第Ⅱ段階の土器群にそれぞれ対比できる資料が含まれる。



第7図 参 考 図 (1)

1. 宮城県大衡村・上深沢遺跡第3・4層出土
2. 湯ノ沢D遺跡第9号住居跡炉埋設土器
3. 湯ノ沢D遺跡遺構外
4. 湯ノ沢D遺跡第8号住居跡床面
5. 下堤G遺跡第4号住居跡
6. 下堤F遺跡第10号住居跡炉埋設土器

台A遺跡（第8図—1～3）

中期後葉の時期に属する8軒の竪穴住居跡が検出されている。第4号竪穴住居跡では内村第I段階に先行するキャリパー形深鉢が炉埋設土器に使用されているが、床面からは内村第II段階^(註36)に対比できる土器（第8図—1）が出土している。そのほかの資料では波頭（状）文が描かれ、主単位文様に「e」字状区画文や縦位に配置された「S」字状区画文を描く土器（第8図—3）がある。これに混じって分割指示線をもたない土器（第8図—2）もあり、坂ノ上E遺跡例と比較しながらの対比を行えば、概ね内村第II段階から第III段階の中間に相当する資料である。

坂ノ上E遺跡

中期後葉に属する竪穴住居跡が36軒検出されている。他に中期末～後期初頭の埋設土器11基がある。この坂ノ上E遺跡の資料はきわめて特徴的である。36軒の竪穴住居跡はほとんど重複のないものであるが、それらから出土した深鉢の文様は、基本的に、単位区画文に末端のかみ合う横位「S」字状区画文をとるか、波頭（状）文を主単位区画的に口縁直下から施したものの二者によって占められる。内村遺跡例では第III段階の土器に対比できるが、その内容としては内村例よりも純粹と見られる。

地方遺跡

炉の埋設土器によって確認したものを含め、中期後葉に属する竪穴住居跡15軒が検出されている。住居跡内出土の土器は主単位区画文に横位「S」字状区画文を施したり、波頭（状）文を主単位区画的に描く土器で、概ね内村第III段階に対比することができる。

湯ノ沢B遺跡

中期後葉に属する竪穴住居跡5軒が検出されている。住居跡内からの土器は主単位区画文に横位「S」字状区画文を基調とした文様を描く。内村第III段階に対比できる資料である。

地藏田B遺跡

中期後葉の竪穴住居跡が32軒検出されている。かなり近接して作られた住居跡が多いが、重複関係にある住居跡は坂ノ上E遺跡と同様でない。住居跡から出土した深鉢は基本的に主単位区画文として横位「S」字状区画文を描き、波頭（状）文をその下に配した例が多いが、単位区画文同士が連結する例や、単位区画文を描く沈線と波頭（状）文を描く沈線がひと続きに描かれている土器が混じる。また主単位区画文の連結部に鱗状の貼付文が施されるなどの特徴がある。おそらくは坂ノ上E遺跡の次の段階にくる土器であり、内村第III段階に後続する時期のものであろう。

下堤E遺跡

中期後葉に属する竪穴住居跡27軒が検出されている。深鉢に施される文様には横位「S」字



第8図 参 考 図 (2)

1. 台A遺跡4号住居跡床面 2. 台A遺跡2号住居跡炉埋設土器 3. 台A遺跡3号住居跡床面
4. 山形県村山市・中村A遺跡、埋設土器F U204

状文の頂部が副単位区画文によって分割され、波状文がやはり副単位区画文である刺突文充填の円形区画文を取り込んだもの(第2号住居跡炉埋設土器)や、クランク状に連結した横位「S」字状区画文を施したもの(第28号住居跡炉埋設土器)、柳沢氏のいう「抱球文」に近い構図の描かれるもの(第6号・第18号住居跡炉埋設土器)などがある。また、坂ノ上E遺跡、地蔵田B遺跡であるような波頭(状)文が主単位区画文的に描かれる土器はなく、横位「S」字状区画文もほとんどその構成を変えてしまっている。資料的なまとまりから見れば、下堤G遺跡の土器(第7図-5)とともに地蔵田B遺跡の資料に後続し、内村第Ⅲ段階より後出の土器群である。

下堤F遺跡(第7図-6)

中期後葉に属する竪穴住居跡18軒が検出されている。竪穴住居跡内の複式炉の構造も次第に崩れ、住居中央からやや壁によった位置に設けられた土器埋設炉と、それと対に設けられる浅い土坑状の掘り込みが認められるに過ぎない。住居跡内からの土器はおもに矩形の構図のものと円形の構図のものに分けられ、これに横位「S」字状区画文の変形されたものが混じっている。横位「S」字状区画文系の土器は下堤E遺跡とほぼ並べて措くことができるが、その他の矩形の構図、円形の構図の土器とも下堤E遺跡に後続する様相を示す土器群である。これも内村第Ⅲ段階より後出の資料である。

以上の御所野台地の遺跡群の資料は、遺跡単位でとらえているため、それぞれ重なる部分のある土器群であるが、土器群の変遷からみた遺跡の新旧の序列を一応整理すると以下になるであろう。

湯ノ沢D遺跡→台A遺跡→坂ノ上E・地方・湯ノ沢B遺跡→
地蔵田B遺跡→下堤E・下堤G遺跡→下堤F遺跡

IV 小結

内村遺跡出土の土器群は、縄文時代中期後葉の一時期を占め、3段階に分けて考えられる資料である。各段階の土器群を林・丹羽・柳沢三氏の細分型式と対比するならば、第Ⅰ段階は丹羽氏の大木9式新段階、林・柳沢氏の大木9c式ないしは柳沢氏の「上原a式」、第Ⅱ段階は丹羽氏の大木10式第Ⅰ段階の一部、柳沢氏の「上原b式」、第Ⅲ段階は丹羽氏の大木10式第Ⅰ段階の一部、柳沢氏の「上原c式」に相当させてみる事が可能であろう。したがって、内村遺跡の土器群は丹羽氏の大木10式第Ⅱ段階以降の土器群、柳沢氏の大木10式の総ての細分型式を含まない、中期後葉にあってもその前半部分に位置づけられる資料である、と言える。ここで問題となるのは、柳沢氏の「上原式」の各細分型式が秋田県内の資料でも成立可能かどうかという点であるが、それは内村遺跡の第Ⅱ・第Ⅲ段階の土器に対する評価に関わる問題でもある。

内村遺跡出土土器各段階の変遷は、いくつか指定された事項——文様構成とそれに関する器形の一側面——をもって以下のようにまとめられる。すなわち、第Ⅰ段階では器面を縦割りにする規制が働き、逆「U」字状懸垂区画文に代表されるような単位数の多い文様が施される。深鉢は体部の最大径がその上位にあり、未だ器形の面で体部上半を幅広い描画面として形成するようなプロポーシオンを必要としない段階である。このⅠ段階の土器群の文様は、「連結」「図と地の逆転」など単位区画文の集約を図る操作を経て、次の第Ⅱ段階に至る。第Ⅱ段階の土器群は単位区画文の集約化が図られたものの、その結果、文様の縦割りの規制は崩れ、いわば規則の極度に弛緩した状態にある。この段階では「C」字状区画文に代表されるような比較的器面の割り付けが自由にでき、それ単独で主単位区画文としても副単位区画文としても配置可能な文様が描かれる。深鉢の体部最大径を示す部位が次第に下がり、次の段階への用意がなされる。第Ⅲ段階へは文様構成の規制が緩んだ第Ⅱ段階の土器に、副単位区画文や分割指示線である波頭（状）文を描き加えて、新たに横位展開の規制を働かせることによって到達する。器面を平均して分割することで、一層文様単位の集約化が進み、末端のかみ合う横位「S」字状区画文に代表されるような相互の関係の強い単位区画文が描かれるようになる。深鉢は体部の最大径部位が下半に降りて、上半に単位区画文の割り付けに充分なだけの幅広の描画面を形成するものになる。

このようにして見た場合に、第Ⅰ段階と第Ⅱ段階との間に働く単位区画文の集約化を一つの指標におくならば、柳沢氏の「上原式」は肯定的に受け止められる。また第Ⅲ段階の土器群に特徴的な単位区画文である、横位「S」字状区画文、主単位区画的に口縁～体部上半を占める波頭文がほぼ純粹に採用される坂ノ上E遺跡の資料なども、これを補強するものと思われる。しかし、「上原式」が大木10式土器とも文様系統的に分離されて設定されたものである以上、その存在を追認し確言するには、御所野台地の各遺跡での土器変遷を、内村遺跡の土器群より後出の土器を含めてさらに詳しく探る必要がある。

V 内村遺跡住居群の変遷

前節までに内村遺跡出土土器群の3段階の変遷を、おもにその文様を中心にたどって見た。ここでは報告書によって知ることのできる住居跡群の配置が、この土器による3段階とどのように対応するかをみる。この作業によって、先の3段階の土器の変遷が妥当なものかどうかを検討するとともに、同時存在の住居を可能なかぎり抽出してみることにする。したがって、作業は各住居跡の重複関係、複式炉の特徴なども考慮に加えて進める。

報告書によると内村遺跡の調査で検出された住居跡は、竪穴のプランの分かったもの15軒、

複式炉だけが確認されたもの14軒、土器埋設炉のみ確認されたもの2軒の合計31軒である。報告書の記述や配置図中の位置などを整理して表としたものが第2表である。31軒の住居跡のうちS I 69は位置が不明、S I 63は複式炉の石組みのみの確認で埋設土器は後世の攪乱によって壊されている。S I 18については配置図によって位置は確認できるが具体的な記述がなされておらない。また、S I 39については前々節2-1でも触れたように内村遺跡の土器群中にあるのは異系統の土器を出土しており、他の住居跡との重複関係もない。したがって、この4軒の住居跡については作業から除外する。

住居跡の重複関係は土器群の分析の指標にもなったS I 13、S I 21、S I 22の3軒の住居のほか、以下の住居跡間で確認される（矢印方向に新しい）。

第Ⅰ段階の土器群伴出	第Ⅱ段階の土器群伴出	第Ⅲ段階の土器群伴出
S I 13	—————→	S I 21
S I 13	—————→	S I 29
		S I 23
		(S I 30)
S I 58	—————→	S I 37
(S I 55)	—————→	S I 56
		S I 22
		(S I 33)
		S I 45
		S I 52
		S I 50

※括弧内は重複関係からの判断

複式炉の形態は基本的に土坑状の土器埋設部(A部)、石組み部(B部)、掘り込み部(C部)に分かれるが、第Ⅰ段階と第Ⅱ・第Ⅲ段階では土器埋設部分の形態に明瞭な違いが認められる。すなわち、第Ⅰ段階の土器が使用されたS I 13、S I 58、S I 60では炉の中軸線に沿った2箇所

第2表 内村遺跡住居群の確認状態

番号	確認状態	重複・備考	番号	確認状態	重複・備考
12	複式炉のみ		46	複式炉のみ	
13	竪穴・複式炉	SI 21・SI 29より旧	47	竪穴・複式炉	
18	土器埋設炉のみ	記述なし・配置図位置有	49	複式炉のみ	配置図位置なし
21	竪穴・複式炉	SI 13より新	50	複式炉のみ	
22	竪穴・複式炉	SI 21より新	51	複式炉のみ	
23	竪穴・複式炉	SI 33より旧	52	竪穴・複式炉	SI 37より新
29	複式炉のみ	SI 13より新	53	複式炉のみ	
30	竪穴・複式炉	SI 45より旧	54	竪穴・複式炉	
31	複式炉のみ		55	複式炉のみ	
33	竪穴・複式炉	SI 23より新	56	複式炉のみ	SI 50より旧
34	複式炉のみ		58	複式炉のみ	SI 37より旧
35	竪穴・複式炉		59	竪穴・複式炉	
37	竪穴・複式炉	SI 58より新、SI 52より旧	60	竪穴・複式炉	
39	竪穴住居跡	異系統土器	63	複式炉のみ	記述なし・配置図位置有
40	竪穴・複式炉		69	土器埋設炉のみ	
45	複式炉のみ	SI 30より新			

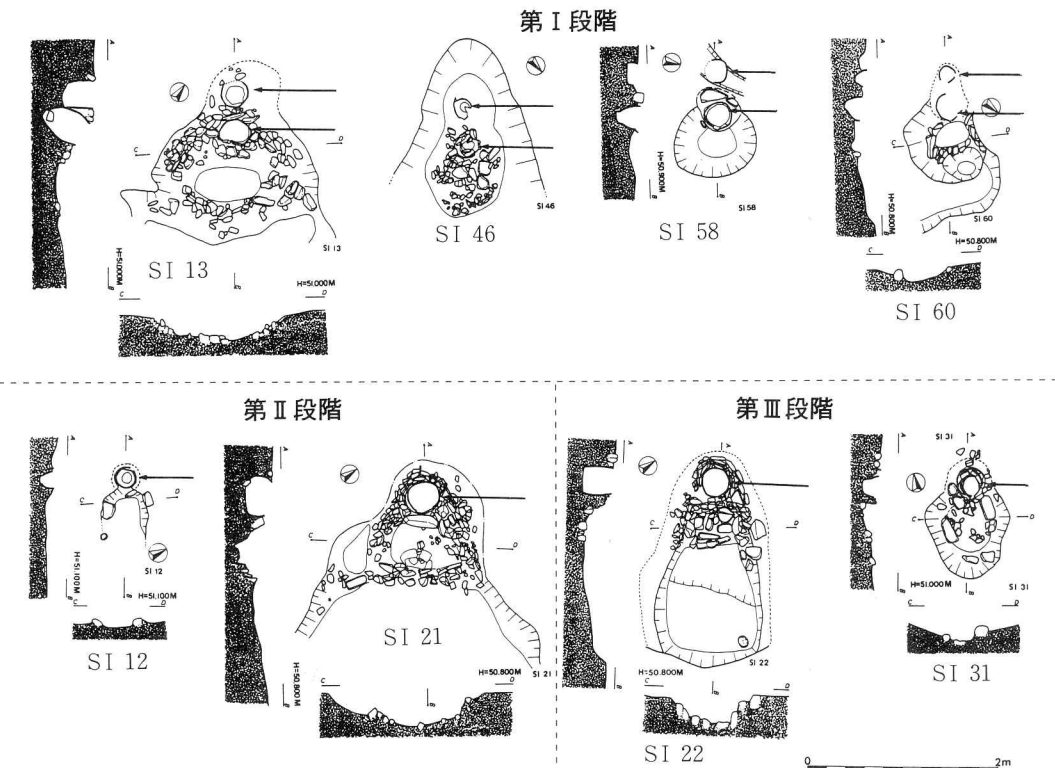
に2個の土器が埋設されるのに対し、第Ⅱ・第Ⅲ段階の土器を用いた他の炉では二重に埋設されるものはあっても、埋設箇所は1箇所に限られる。したがって、出土土器が文様のない粗製土器であるS I 46についても、第Ⅰ段階の土器を埋設した炉と同様の形態をもつことからそれらとの同時存在の可能性が指示できる(第9図)。

S I 47 竪穴住居跡はプランの確認された住居跡のなかでは最大の規模をもつ住居跡である。この住居跡の炉の埋設土器は抜きとられており、他の竪穴住居跡との重複関係もない。住居跡内からの出土土器は直接に各段階の土器群と比較するには不十分な破片資料ばかりであるが、一応、第10図-3・4に示すような隆線構成の土器が覆土中から出土し、沈線区画による土器が床面から出土する傾向がうかがえる。したがって、この竪穴住居跡についてはほぼ第Ⅱ段階相当におくことができると考える。

以上の作業から、出土土器によって直接に分けられるものを含めて、対象とした27軒の住居跡と各段階の土器群との対応は以下のように要約可能と思われる。

第Ⅰ段階 S I 13、S I 46、S I 55、S I 58、S I 60

第Ⅱ段階 S I 12、S I 21、S I 23、S I 29、S I 30、S I 34、S I 35、S I 37、S I 40、S I 47、S I 51、S I 56



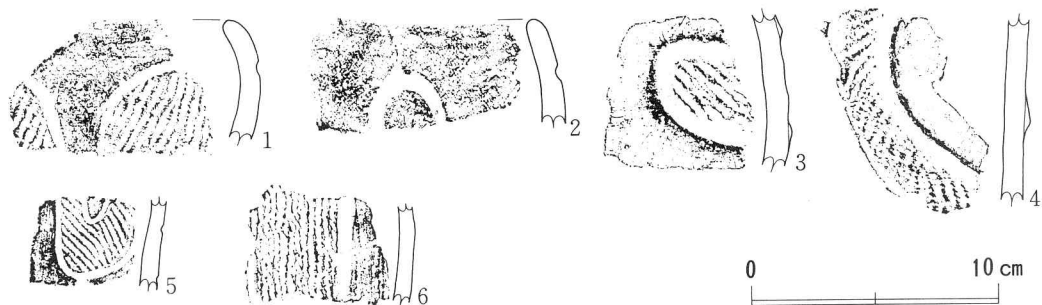
第Ⅲ段階 S I 22、S I 31、S I 33、S I 45、S I 49、S I 50、S I 52、S I 54、S I 59

(註37)

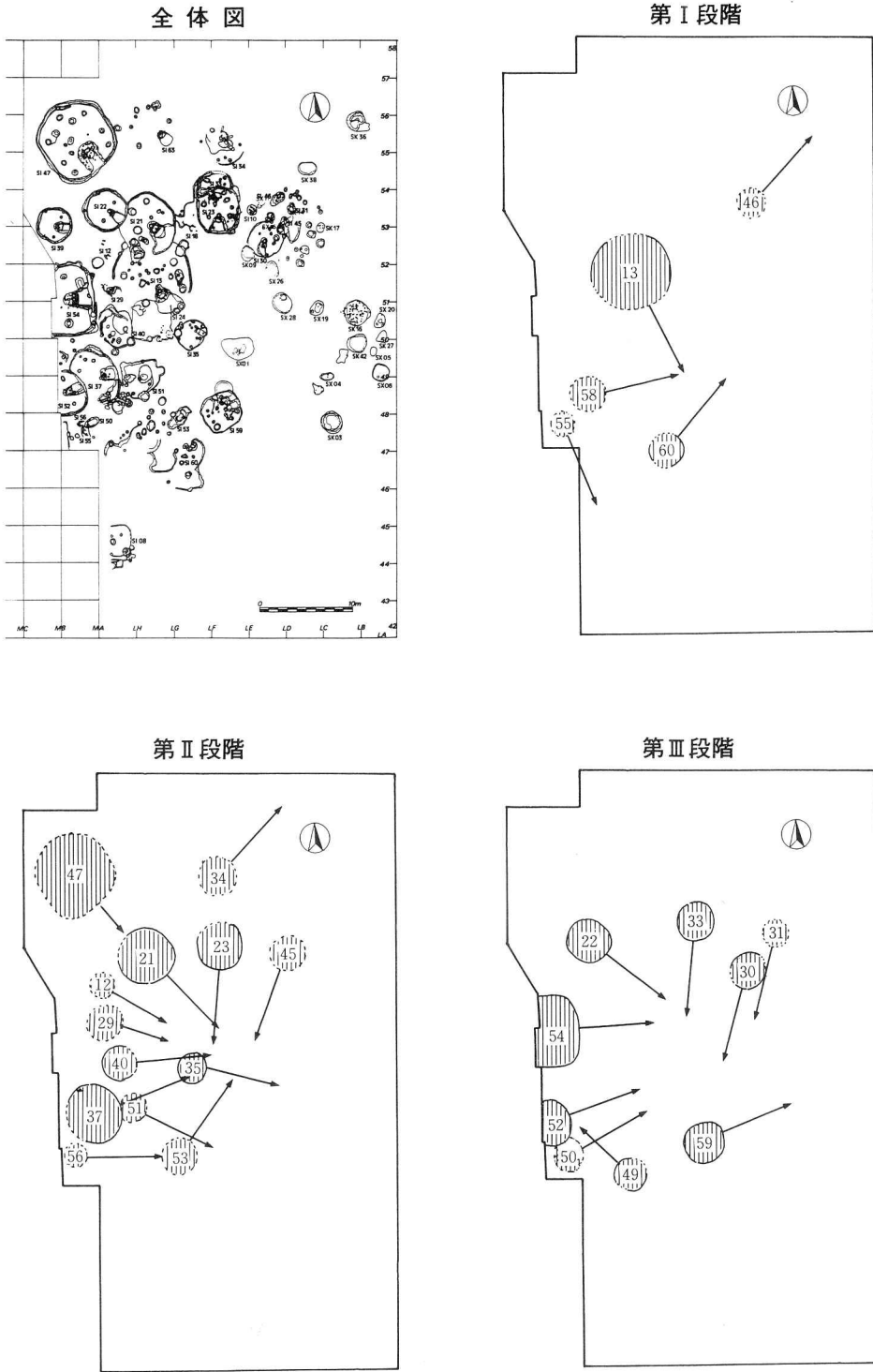
遺構全体図でこの3段階の住居群配置を示したのが第11図である。調査区を一つの集落として各段階ごとにその住居構成をみると、まず第Ⅰ段階はS I 13の規模の大きな住居1軒とその他4軒の比較的規模の小さな住居で構成されている。S I 55とS I 58についてはその近接した関係から異時期の可能性もあるが、大規模住居1軒と小規模住居最低3軒の同時存在は複式炉の斉一性や住居配置の点からみてもほぼ確実であろう。複式炉の中軸線の方をみると、調査区中央を向くS I 13、S I 58、S I 60とそれらと異なる方向を指すS I 46、S I 55とがあるが、調査区中央に遺構の存在しない広場を形成する配置は、この段階からあったとみることができると。次の第Ⅱ段階では規模の大きな住居としてS I 47が1軒、中程度の規模の住居としてS I 21、S I 37、S I 23が3軒、その他規模の小さい住居が9軒の計13軒の住居で集落が構成されている。しかし、配置図が示すように各住居跡はきわめて近接しており、これらの住居跡群はさらに時期の異なる小さな単位群に分割可能と考えられる。S I 34、S I 35、S I 51、S I 56を除いた複式炉中軸線が広場を向く9軒の住居跡群を、前段階の広場形成の中核をなす大規模住居1軒と小規模住居2軒の住居群構成単位とのかかわりで分析すれば、あるいはその小単位群が抽出可能かも知れない。また例えば前段階のS I 46からこの段階のS I 34への変遷や、同じくS I 55からS I 35、S I 51、S I 56への変遷は炉の方向からみてかなり確度の高いものと考えられ、そうした異方向住居の変遷も鍵になるかも知れない。いずれにせよ、より細かな土器や住居構造の分析が必要であろう。またほかにこの段階での特色として、S I 47の大規模住

〈S I 47竪穴住居跡出土土器〉

報告書中にも8点の破片資料が図示されているが、ビニール袋で5袋分の出土土器は全て破片であり、器形・大様の全体を知り得る土器はない。出土位置は、1・5が(S I 47面)、2～4が(S I 47マイ(埋土))の註記があり、前者が西側床面、後者が覆土中と思われる。1は幅の広い沈線区画の中に0段3条のLRの撚紐を回転した縄文が施されている。器形は口縁の内湾するキャリパー形の深鉢か、鉢となるだろう。2も同じく内湾口縁の深鉢あるいは鉢であるが、逆「U」字形の区画の内部に縄文が施文されている。縄文の種類は摩滅しているため判別できない。3・4は、区画内に縄文施文した後、区画に沿って粘土紐を貼付け隆線化させている。3はLR、4はRLの原体を用いている。5は区画を細沈線によって描く土器である。区画内の縄文はRLを用いている。



第10図 S I 47竪穴住居跡出土の土器



第11図 内村遺跡住居跡群の変遷 (矢印は炉の中軸線)

居の出現が挙げられる。大規模住居は既に第Ⅰ段階でもS I 13の住居跡があるが、複式炉の取り付く側の壁が直線的になり、平面形が四角形ないしは五角形に近づく点で前段階の円形基調の大規模住居と明らかに異なる。この形態の住居は次段階のS I 54に引き継がれるが、同形態の住居は御所野台地の地蔵田B遺跡にもある。第Ⅲ段階にはこの大規模住居としてS I 54が1軒と、その他の小規模住居8軒がある。これらの住居群のうち、S I 30とS I 31、S I 50とS I 52とが近接しており、それら間での同時存在は想定不能であるから、集落の構成としては大規模住居1軒と小規模住居6軒が考えられる。この段階での住居群配置はきわめて象徴的に行われ、全体としては広場を囲む環状に住居が構築されながら、S I 54の大規模住居を境として南北両群に3軒ずつの小規模住居が位置する、規制の強い状況がうかがえる。また異方向住居は南群に2軒存在するが北群での異方向住居はなくなる（S I 63を同時期とした場合にはこの段階まで残存するとみなければならない）。

一応、内村遺跡の住居群の変遷をこのようにたどり得る。この変遷を第Ⅰ段階から第Ⅲ段階までの土器変遷と照らすと、第Ⅰ段階から第Ⅱ段階へは複式炉の形態の違いとして、また第Ⅱ段階から第Ⅲ段階へは住居配置の規制強化という遺構面での画期と対応させることが可能であろう。また住居配置にきわめて強い規制の働く第Ⅲ段階の集落像は、その背後の集落構成員にある種の原理的規制の働いていたことを推測させるが、今回の作業の範囲内では以上のような住居配置上の変遷過程を明らかにできるに留どまる。

VI 結び

内村遺跡出土土器群と住居跡群との変遷を、ある程度明らかにすることができたと考える。集落としての内村遺跡はこの3段階を経て消える。恐らくはこれ以後——県内では地蔵田B遺跡から下堤F遺跡までに代表される中期後葉後半から末葉の時期——、さして距離を隔てない箇所に居住区域が移されたのであろう。第Ⅲ段階土器群の後続型式に属するS X 66の埋設土器の存在が、内村遺跡近傍で集落が営まれ続けたことを示唆している。このような集落形成後さほど時間を経ずに後続する時期の土器が埋設される類例には、御所野台地の坂ノ上E遺跡がある。坂ノ上E遺跡では内村第Ⅲ段階相当時期の集落が営まれた後、中期最終末の土器が最少でも4基埋設されている。憶測に過ぎないが、このような埋設土器が土器棺として使用されたと仮定した場合、集落は廃絶後墓域として利用されたことになり、集団の移動にともなう廃絶集落の推移パターンのひとつとして興味深い。

また、このような1遺跡内での特殊な土器の検出例は、同一様式内の他型式土器のほか、異なる様式間に起こる例もある。

山形県村山市・中村A遺跡は、内村遺跡とほぼ同じ時期かその直後に比定できる遺跡であるが、ほぼ純粋な形の加曾利E4式土器が土坑内から横倒しになった状態で出土している^(註38)(第8図-4)。海岸部から最上川づたいに内陸に入った山形盆地の中央に位置するこの遺跡は、地理的には奥羽山派を挟んで仙台平野と隣接し、最上川上流の米沢盆地を介して福島盆地とも繋がる位置にある。こうした大木式土器様式の分布圏内の真っ只中に忽然と現れる関東系の土器の存在はまさに異様でもあり、かつこの時期の地域間・集団間の交流が遺跡を中心とした小地域を遙かに越えて、列島規模の動きの大きさも合わせもっていたことを十二分に示している。恐らく、日本海沿岸では庄内平野を介し、また内陸部では雄勝峠を挟んで山形と隣接する秋田県中央部から南部にかけての内村遺跡が含まれる地域も、当然そうした動きにさらされたはずであり、さらにより北側の地域との関連も、中期後葉の東日本全体を包括した変動のなかにあったことが推し量られる。

内村遺跡資料の検討は、もとより秋田県内陸南部の1遺跡での縄文時代中期後葉の土器様相についての仮説を提示し、集落としての変遷をたどったにとどまるが、今後の当該時期の土器研究は、当面の課題として、集落構成の背後にある遺跡単位の集団構造解明を目標にして進める必要があるように思われる。そして、冒頭のIにも述べたように遺跡単位ないしは小地域内での集団構造と同時に、より広汎な集団構造の差異をも視野にいれ、東日本全体の土器様相にあらわれた変動の中に、遺跡から得られる考古学的情報をどのように再編成し、歴史的な位置付けを図ってゆくか、ということがその中心課題としてかかってくるように考えられる。

本稿は昭和59年度に秋田県埋蔵文化財センターが行った、県内縄文土器集成作業を契機としています。集成作業の多くは能登谷宣康氏、本稿で用いた土器展開模式図のトレースは、熊谷雅子、高橋弘美氏に労を取って戴きました。また資料の閲覧に際しては秋田市教育委員会の方々のご便宜を戴き、さらに福島県立博物館、森幸彦氏からの御教示、秋田県埋蔵文化財センター、栄一郎、武藤祐浩両氏からの助言を戴きました。記して謝意を表します。

註

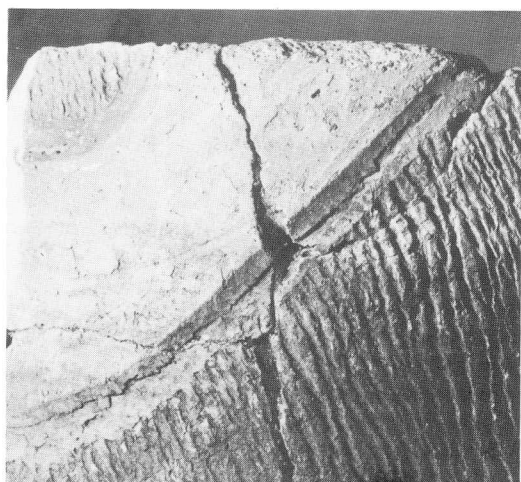
- 註1 山内清男 「縄文土器型式の細別と大別」 『先史考古学』 第1巻第1号 1937(昭和12年)
 註2 秋田県 『秋田県史考古編』 1960(昭和35年)
 註3 奈良修介・豊島昂 『秋田県の考古学』 1967(昭和42年)
 註4 安孫子昭二 「関東・中部地方」 『縄文土器大成3—後期』 1981(昭和56年)
 註5 今村啓爾 「称名寺式土器の研究(上)」 『考古学雑誌』 第63巻第1号 1977(昭和52年)
 註6 柳沢清一 「称名寺式土器論(前編)」 『古代』 第63号 1977(昭和52年)
 註7 林謙作 「縄文文化の発展と地域性—東北」 『日本の考古学II—縄文時代』 1965(昭和40年)

- 註8 秋田県教育委員会 『梨ノ木塚遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第63集
1979(昭和54年)
- 註9 秋田県教育委員会 『内村遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第82集
1981(昭和56年)
- 註10 秋田県教育委員会 『小阿地、下堤・坂ノ上遺跡発掘調査報告書』 1976(昭和51年)
- 註11 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一坂ノ上E
遺跡他』 1984(昭和59年)
- 註12 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一下堤E遺
跡・下堤F遺跡他』 1985(昭和60年)
- 註13 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一湯ノ沢B
遺跡他』 1983(昭和58年)
- 註14 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一地蔵田B
遺跡・台A遺跡』 1986(昭和61年)
- 註15 比内町教育委員会 『本道端遺跡』 1986(昭和61年)
- 註16 鹿角市教育委員会 『天戸森遺跡』 鹿角市文化財調査資料26 1984(昭和59年)
- 註17 秋田県教育委員会 『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅲ』 1981(昭和56年)
- 註18 富樫泰時 「円筒土器分布圏の意味するもの」 『北奥古代文化』 第6号 1974(昭和49年)
- 註19 複式炉内の埋設土器として多用されることは、他の時期の土器にはない大木9式・大木10
式土器の特性である。炉の埋設土器として検出されることにより、土器はほとんど遺構(住
居跡)そのものとなり、遺構の重複関係は即ち土器の新旧関係を表すことになる。これは細
分型式設定の根拠でもある。しかし、逆の見方をすればそのようにして決められる型式は複
式戸の埋設土器といういわば特殊な土器に拠っているわけであり、したがって型式概念の性
格も、他の時期の土器のそれとはおのずと異なるであろう。
- 註20 土器型式を地域的集団の表徴としてとらえる見方は、多く指摘されているように『考古学手帳』に
よった同人らによって切り開かれた。現在では異系統土器共存の問題から集団間の通婚の問
題まで論じられるようになっていく。
- 鈴木正博 「婚姻動態から観た大森貝塚」 『古代』 第67号 1980(昭和55年)
- 佐々木藤雄 「縄文時代の通婚圏」 『信濃』 第33巻第9号 1981(昭和56年)
- 註22 須藤隆 「東北地方における縄文集落の研究」 『東北大学考古学研究報告1』
1985(昭和60年)
- 註22 丹羽茂 「大木式土器」 『縄文文化の研究4』 1981(昭和56年)
- 註23 柳沢清一 「大木10式土器論」 『古代探叢』 1980(昭和55年)
- 註24 宮城・上深沢例に大木9新旧両型式の中間に当たる資料を認められているが、その具体的
内容には触れられていない。
- 註25 特に大木9式土器を2分した資料内容に明らかである。
- 註26 林氏は注7文献で2分説を、その翌年3分説を打ち出したとされる(註23文献)。3分説の出
された文献原典にはあたっていないが、註7文献と柳沢氏が示した図によって
- ①大木9a式：口縁部文様帯と体部文様帯の別があるキャリパー形深鉢に、口縁部では貼り
付けによる渦巻き文、体部では磨消縄文による沈線区画の逆「U」字状懸垂
文、蕨手状垂線が描かれる。
- ②大木9b式：口縁部文様帯と体部文様帯の別のない頸部のくびれる外反口縁の深鉢に、貼

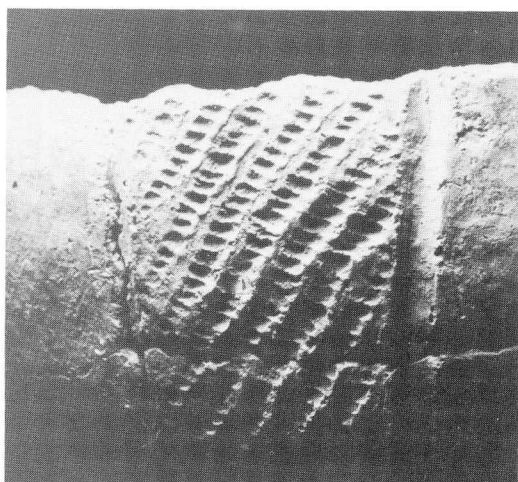
り付けによる渦巻き文と逆「U」字状懸垂区画文が連結して描かれる。

③大木9c式：貼り付けによる渦巻き文は消失し、外反口縁の深鉢、波状口縁のキャリパー形深鉢の口縁直下から縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文が描かれる。のようにそれぞれを理解している。

- 註27 ほぼ脱稿しようとするころ、柳沢氏の次の論文に触れることができた。このなかで氏は昭和55年以降蓄積されてきた秋田、山形、岩手、青森などの資料を用いて東北地方の大木9—10中間式の問題を論じている。
柳沢清一 「東北縄文中・後期編年の諸問題その1——中期末葉の編年上——」『古代』 第84号 1987(昭和62年)
- 註28 成田滋彦 「青森県の土器」『縄文文化の研究4』 1981(昭和56年)
- 註29 本間宏 「縄文時代後期初頭土器群の研究(1)」『よねしろ考古』 第3号 1987(昭和62年)
- 註30 大迫町教育委員会 「観音堂遺跡」大迫町文化財報告第11集 1986(昭和61年)
- 註31 逆「U」字状懸垂区画文の「図と地の逆転」による「H」字状の区画文の生成に、関東系土器の影響も考えられないものであろうか。東京・埼玉の中期後半編年の第Ⅵ段階には体部上半と体部下半にそれぞれ施こされた振幅の大きな波状の沈線によって、「H」字形を連ねた無文部分の作られるキャリパー器形を呈する土器がある。構図上の類似度は大きいように思われる。
- 註32 県内では秋田市湯ノ沢D遺跡第8号住居跡に、波状口縁の浅鉢形土器に注ぎ口をつけた完形土器の出土例がある。内村遺跡とほぼ並行する時期にあたる。
- 註33 同じく県内での壺形土器の出土例には秋田市下堤E遺跡第17号住居跡の炉埋設土器、比内町本道端遺跡の第21号住居跡覆土中からの出土土器がある。いずれも内村遺跡よりは後出の土器と考えられる。
- 註34 秋田県教育委員会 『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅰ』 秋田県文化財調査報告書第150集 1986(昭和61年)
- 註35 口縁部の直下で沈線を水平に巡らし、それに刺突列を沿わせる土器は大木10式の新しい段階にもある。しかし、この場合には刺突が横から行われる点で内村などの例と異なる。また最も大きな違いは器形の面に現れ、内村例などが球形の体部をもつものに対し、大木10式の新しい段階の土器は沈線の巡る部位で屈曲したあと底部までほぼ直線的に降りる。
- 註36 この土器は口縁部の文様帯と体部の文様帯がわかる。口縁部の文様帯では横位に連続した渦巻文が二重の沈線で描かれ、体部の文様帯では同じく二重の沈線で逆「U」字状懸垂区画文が描かれている。また各文様の間には円形の凹文が加えられるなど、その特徴は大木9b式のそれであろう。同じ住居跡の床面出土とされる土器(第7図-1)との懸隔はやはり大きいと認めざるを得ない。炉埋設土器のあり方を端的に示すものと言って良いであろう。
- 註37 S I 49については配置図中に位置が示されていないが、S I 50とS I 60の中間に位置する円形の掘り込み内の土器埋設炉とその脇に設けられたピットがそれである。
- 註38 山形県教育委員会 『中村A遺跡発掘調査報告書』 山形県埋蔵文化財調査報告書第73集 1986(昭和58年)



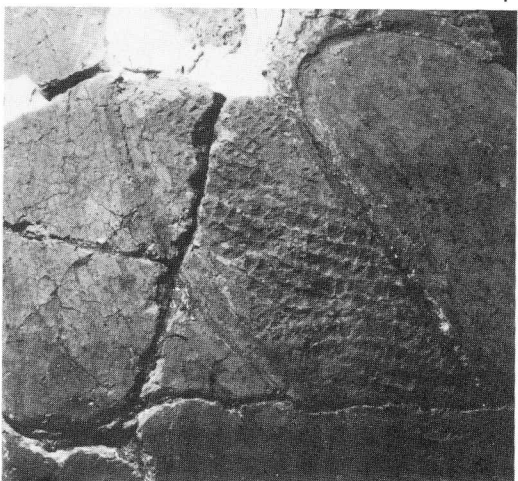
1



4



2



5



3

1. S I 45 炉(外)埋設土器 (第5図-2)
 撚糸文施文後、無文とする部文に粘土を貼り付けた痕跡が、境目の調整沈線の底にある。
2. S I 45 炉(内)埋設土器 (第5図-11)
 縄文施文後、粘土紐を貼付け指頭で調整。
3. S I 54 炉埋設土器 (第5図-6)
 副単位文様内に充填された刺突文。刺突は下から上への方向で施文される。無文部分の調整は非常に丹念に行われている。
4. S I 60 炉埋設土器 (第3図-5)
 区画文内部に0段3条のR $\begin{cases} 1 \\ 1 \\ 1 \end{cases}$ 撚紐を縦に回転して縄文を施す。
5. S I 34 住居跡内出土土器 (第4図-1)
 縄文は細い区画文に沿って回転方向を変えて施文される。

内村遺跡出土土器の施文法・調整法

発行 昭和63年3月31日

秋田県埋蔵文化財センター研究紀要 第3号

発行 秋田県埋蔵文化財センター
〒014
秋田県仙北郡仙北町払田字牛嶋20番地
電話 (0187) 69-3331

印刷 秋田活版印刷株式会社
〒011
秋田市寺内字三千刈110番地
電話 (0188) 63-8484(代)
